

議 案 及 び 説 明 並 び に 参 考 資 料

令 和 6 年 3 月 定 例 会

池 田 市

目 次

1	報告第 1 号 処分報告について	1
	専決第 1 号 令和5年度池田市一般会計補正予算（第 1 1 号）	3
	説 明	7
	参 考	17
2	議案第 1 号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に關 する条例の制定について	30
	説 明	32
	参 考	33
3	議案第 2 号 池田市個人番号の利用等及び特定個人情報の提供に関する条例の一 部改正について	35
	説 明	37
	参 考	38
4	議案第 3 号 池田市印鑑条例の一部改正について	40
	説 明	43
	参 考	44
5	議案第 4 号 池田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改 正について	46
	説 明	55
	参 考	57
6	議案第 5 号 池田市指定管理者による公の施設の管理に関する条例等の一部改正 について	75
	説 明	78
	参 考	80
7	議案第 6 号 池田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する 基準を定める条例の一部改正について	86
	説 明	88
	参 考	89

8	議案第 7 号	池田市立児童発達支援センター条例の一部改正について	91
		説 明	93
		参 考	94
9	議案第 8 号	池田市国民健康保険条例の一部改正について	95
		説 明	101
		参 考	103
10	議案第 9 号	池田市介護保険条例の一部改正について	125
		説 明	129
		参 考	131
11	議案第 10 号	池田市指定居宅介護支援事業者の指定並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	137
		説 明	143
		参 考	145
12	議案第 11 号	池田市指定居宅サービス事業者等の指定及び指定の更新に係る手数料条例の一部改正について	155
		説 明	157
		参 考	158
13	議案第 12 号	池田市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について	159
		説 明	162
		参 考	163
14	議案第 13 号	池田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	165
		説 明	167
		参 考	168

15	議案第14号	池田市の風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部改正 について	169
		説 明	171
		参 考	172
16	議案第15号	池田市建築基準法施行条例の一部改正について	174
		説 明	176
		参 考	177
17	議案第16号	池田市都市の低炭素化の促進に関する法律に係る手数料条例及び池 田市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に係る手数料 条例の一部改正について	179
		説 明	181
		参 考	182
18	議案第17号	五月山景観保全条例の一部改正について	184
		説 明	186
		参 考	187
19	議案第18号	池田市消防保安行政事務手数料条例の一部改正について	189
		説 明	192
		参 考	193
20	議案第19号	池田市宅地造成等規制法に係る手数料条例の廃止について	197
		説 明	199
21	議案第20号	池田市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の廃止につ いて	200
		説 明	203
22	議案第21号	豊中市・吹田市・池田市・箕面市・摂津市消防通信指令事務協議会 規約の変更に関する協議について	204
		説 明	206
		参 考	207

23	議案第22号	令和5年度池田市水道事業会計補正予算（第4号）	別冊
24	議案第23号	令和5年度池田市公共下水道事業会計補正予算（第3号）	別冊
25	議案第24号	令和5年度池田市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）	別冊
26	議案第25号	令和5年度池田市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）	別冊
27	議案第26号	令和5年度池田市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）	別冊
28	議案第27号	令和5年度池田市一般会計補正予算（第12号）	別冊
29	議案第28号	令和6年度池田市病院事業会計予算	別冊
30	議案第29号	令和6年度池田市水道事業会計予算	別冊
31	議案第30号	令和6年度池田市公共下水道事業会計予算	別冊
32	議案第31号	令和6年度池田市国民健康保険特別会計予算	別冊
33	議案第32号	令和6年度池田市財産区特別会計予算	別冊
34	議案第33号	令和6年度池田市介護保険事業特別会計予算	別冊
35	議案第34号	令和6年度池田市後期高齢者医療事業特別会計予算	別冊
36	議案第35号	令和6年度池田市一般会計予算	別冊

報告第 1 号

処分報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、下記の事項について次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

記

令和 5 年度池田市一般会計補正予算（第 11 号）

令和 6 年 2 月 28 日 提出

池田市長 瀧澤 智子

理 由

物価高騰対策臨時特別給付金の給付を開始することに伴い、予算化する必要が生じたので専決処分したものである。

専決第1号

令和5年度池田市一般会計補正予算（第11号）

令和5年度池田市の一般会計補正予算（第11号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,322,633千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ46,417,183千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

令和6年1月31日 専決処分

大阪府池田市長 瀧澤 智子

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
15 国 庫 支 出 金		9,881,206	1,262,633	11,143,839
	4 国 庫 交 付 金	2,693,845	1,262,633	3,956,478
19 繰 入 金		3,764,270	60,000	3,824,270
	1 繰 入 金	3,764,270	60,000	3,824,270
歳 入 合 計		45,094,550	1,322,633	46,417,183

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 民 生 費		20,907,972	1,324,155	22,232,127
	1 社 会 福 祉 費	10,534,730	1,324,155	11,858,885
13 予 備 費		184,883	△1,522	183,361
	1 予 備 費	184,883	△1,522	183,361
歳 出 合 計		45,094,550	1,322,633	46,417,183

第2表 繰越明許費補正

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
3 民生費	1 社会福祉費	物価高騰対策臨時特別給付金給付事業	1,324,155

報告第 1 号 説 明

令和 5 年度

歳入歳出補正予算事項別明細書

一 般 会 計 第 1 1 号

1 総 括
歳 入

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計
15 国 庫 支 出 金	9,881,206	1,262,633	11,143,839
19 繰 入 金	3,764,270	60,000	3,824,270
歳 入 合 計	45,094,550	1,322,633	46,417,183

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
				特 定 財 源			一般財源	
				国府支出金	地 方 債	そ の 他		
3 民 生 費	20,907,972	1,324,155	22,232,127	1,262,633			61,522	
13 予 備 費	184,883	△1,522	183,361				△1,522	
歳 出 合 計	45,094,550	1,322,633	46,417,183	1,262,633			60,000	

歳

入

2 歳 入

(款) 15 国 庫 支 出 金

(項) 4 国 庫 交 付 金

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 総 務 費 国 庫 交 付 金	1,810,298	1,262,633	3,072,931	4 物価高騰対 応重点支援 地方創生臨 時 交 付 金	1,262,633	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 1,262,633 追加
計	2,693,845	1,262,633	3,956,478			

(款) 19 繰 入 金

(項) 1 繰 入 金

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 基金繰入金	3,752,022	60,000	3,812,022	1 財政調整基金繰入金	60,000	財政調整基金繰入金 60,000 追加
計	3,764,270	60,000	3,824,270			

歳

出

3 歳 出

(款) 3 民 生 費

(項) 1 社 会 福 祉 費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額		
				国府支出金	地 方 債	そ の 他					
1 社会福祉 総 務 費	6,353,762	1,324,155	7,677,917	1,262,633			61,522	3 職員手当等	1,368	時間外勤務手当 1,368 追加	
								10 需 用 費	700	消耗品費 700 追加	
								11 役 務 費	19,740	通信運搬費	6,518 追加
										電信料	180 追加
										郵便料	6,338 追加
										手数料	13,222 追加
								12 委 託 料	111,000	物価高騰対策臨時特別給付 金業務委託料	111,000 追加
								13 使用料及 び賃借料	347	機器借上料	347 追加
18 負担金補助 及び交付金	1,191,000	交付金	1,191,000 追加								
計	10,534,730	1,324,155	11,858,885	1,262,633			61,522				

(款) 13 予 備 費

(項) 1 予 備 費

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国府支出金	地 方 債	そ の 他				
1 予 備 費	184,883	△1,522	183,361				△1,522			予備費 △1,522 減額
計	184,883	△1,522	183,361				△1,522			

補 正 予 算 給 与 費 明 細 書

一 般 職

()内は、短時間勤務職員

区 分	職 員 数	給 与 費				共 済 費	合 計
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計		
補 正 後	(1,073) 人 632	千円 1,566,632	千円 2,710,184	千円 2,471,172	千円 6,747,988	千円 1,351,087	千円 8,099,075
補 正 前	(1,073) 人 632	1,566,632	2,710,184	2,469,804	6,746,620	1,351,087	8,097,707
比 較	(0) 人 0	0	0	1,368	1,368	0	1,368

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	時 間 外 勤 務 手 当	増 減 事 由
	補 正 後	千円 179,574	物価高騰対策臨時特別給付金給付事業に伴う増加
	補 正 前	178,206	
	比 較	1,368	

参 考 資 料

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 市 税		16,726,700	—	16,726,700
	1 市 民 税	7,913,900	—	7,913,900
	2 固 定 資 産 税	6,638,000	—	6,638,000
	3 軽 自 動 車 税	127,800	—	127,800
	4 市 た ば こ 税	561,000	—	561,000
	5 入 湯 税	3,000	—	3,000
	6 都 市 計 画 税	1,483,000	—	1,483,000
2 地 方 譲 与 税		210,300	—	210,300
	1 地 方 揮 発 油 譲 与 税	34,000	—	34,000
	2 自 動 車 重 量 譲 与 税	114,000	—	114,000
	3 航 空 機 燃 料 譲 与 税	51,000	—	51,000
	4 森 林 環 境 譲 与 税	11,300	—	11,300
3 利 子 割 交 付 金		14,000	—	14,000
	1 利 子 割 交 付 金	14,000	—	14,000
4 配 当 割 交 付 金		140,000	—	140,000
	1 配 当 割 交 付 金	140,000	—	140,000
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		70,000	—	70,000
	1 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	70,000	—	70,000

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
6 法人事業税交付金		300,000	—	300,000
	1 法人事業税交付金	300,000	—	300,000
7 地方消費税交付金		2,300,000	—	2,300,000
	1 地方消費税交付金	2,300,000	—	2,300,000
8 ゴルフ場利用税交付金		60,000	—	60,000
	1 ゴルフ場利用税交付金	60,000	—	60,000
9 環境性能割交付金		21,000	—	21,000
	1 環境性能割交付金	21,000	—	21,000
10 地方特例交付金		101,500	—	101,500
	1 地方特例交付金	101,000	—	101,000
	2 新型コロナウイルス感染症対策 地方税減収補填特別交付金	500	—	500
11 地方交付税		4,200,000	—	4,200,000
	1 地方交付税	4,200,000	—	4,200,000
12 交通安全対策特別交付金		12,000	—	12,000
	1 交通安全対策特別交付金	12,000	—	12,000
13 分担金及び負担金		314,456	—	314,456
	1 負担金	314,456	—	314,456

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
14 使 用 料 及 び 手 数 料		931, 577	—	931, 577
	1 使 用 料	661, 703	—	661, 703
	2 手 数 料	268, 831	—	268, 831
	3 証 紙 収 入	1, 043	—	1, 043
15 国 庫 支 出 金		9, 881, 206	1, 262, 633	11, 143, 839
	1 国 庫 負 担 金	6, 025, 394	—	6, 025, 394
	2 国 庫 補 助 金	1, 141, 764	—	1, 141, 764
	3 国 庫 委 託 金	20, 203	—	20, 203
	4 国 庫 交 付 金	2, 693, 845	1, 262, 633	3, 956, 478
16 府 支 出 金		3, 365, 304	—	3, 365, 304
	1 府 負 担 金	2, 596, 744	—	2, 596, 744
	2 府 補 助 金	398, 953	—	398, 953
	3 府 委 託 金	48, 554	—	48, 554
	4 府 交 付 金	321, 053	—	321, 053
17 財 産 収 入		19, 288	—	19, 288
	1 財 産 運 用 収 入	8, 588	—	8, 588
	2 財 産 売 払 収 入	10, 700	—	10, 700
18 寄 附 金		246, 000	—	246, 000

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
	1 寄 附 金	246,000	—	246,000
19 繰 入 金		3,764,270	60,000	3,824,270
	1 繰 入 金	3,764,270	60,000	3,824,270
20 諸 収 入		899,368	—	899,368
	1 延 滞 金 加 算 金 及 び 過 料	20,000	—	20,000
	2 市 預 金 利 子	55	—	55
	3 貸 付 金 元 利 収 入	141,600	—	141,600
	4 収 益 事 業 収 入	300,000	—	300,000
	5 受 託 事 業 収 入	1,500	—	1,500
	6 雑 入	436,213	—	436,213
21 市 債		1,499,200	—	1,499,200
	1 市 債	1,499,200	—	1,499,200
22 繰 越 金		18,381	—	18,381
	1 繰 越 金	18,381	—	18,381
歳 入 合 計		45,094,550	1,322,633	46,417,183

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議 会 費		376, 290	—	376, 290
	1 議 会 費	376, 290	—	376, 290
2 総 務 費		4, 161, 196	—	4, 161, 196
	1 総 務 管 理 費	3, 166, 534	—	3, 166, 534
	2 徴 税 費	494, 907	—	494, 907
	3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	278, 010	—	278, 010
	4 選 挙 費	155, 386	—	155, 386
	5 統 計 調 査 費	24, 206	—	24, 206
	6 監 査 委 員 費	42, 153	—	42, 153
3 民 生 費		20, 907, 972	1, 324, 155	22, 232, 127
	1 社 会 福 祉 費	10, 534, 730	1, 324, 155	11, 858, 885
	2 児 童 福 祉 費	8, 454, 798	—	8, 454, 798
	3 生 活 保 護 費	1, 918, 064	—	1, 918, 064
	4 災 害 救 助 費	380	—	380
4 衛 生 費		5, 045, 682	—	5, 045, 682
	1 保 健 衛 生 費	3, 553, 986	—	3, 553, 986
	2 清 掃 費	1, 491, 696	—	1, 491, 696
5 労 働 費		15, 061	—	15, 061

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 労働諸費	15,061	—	15,061
6 農林水産業費		55,214	—	55,214
	1 農林費	55,214	—	55,214
7 商工費		505,932	—	505,932
	1 商工費	505,932	—	505,932
8 土木費		3,139,544	—	3,139,544
	1 土木管理費	480,223	—	480,223
	2 道路橋りょう費	637,752	—	637,752
	3 河川費	44,009	—	44,009
	4 都市計画費	1,813,325	—	1,813,325
	5 住宅費	163,867	—	163,867
	6 災害防止費	368	—	368
9 消防費		1,467,706	—	1,467,706
	1 消防費	1,467,706	—	1,467,706
10 教育費		5,329,014	—	5,329,014
	1 教育総務費	1,464,555	—	1,464,555
	2 小学校費	787,163	—	787,163
	3 中学校費	340,864	—	340,864

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
	4 幼 稚 園 費	241, 148	—	241, 148
	5 給 食 セ ン タ ー 費	1, 035, 128	—	1, 035, 128
	6 社 会 教 育 費	1, 460, 156	—	1, 460, 156
11 公 債 費		3, 856, 401	—	3, 856, 401
	1 公 債 費	3, 856, 401	—	3, 856, 401
12 諸 支 出 金		49, 655	—	49, 655
	1 防 災 費	49, 655	—	49, 655
13 予 備 費		184, 883	△1, 522	183, 361
	1 予 備 費	184, 883	△1, 522	183, 361
歳 出 合 計		45, 094, 550	1, 322, 633	46, 417, 183

歳出性質別表

(単位：千円)

区 分	補正前の額	補正額	計
義務的経費	23,236,835	1,368	23,238,203
人件費	8,609,417	1,368	8,610,785
扶助費	10,771,017	—	10,771,017
公債費	3,856,401	—	3,856,401
投資的経費	2,191,330	—	2,191,330
その他	19,666,385	1,321,265	20,987,650
物件費	8,481,972	131,787	8,613,759
その他	11,184,413	1,189,478	12,373,891
合 計	45,094,550	1,322,633	46,417,183

一般会計

令和５年度		補正第１１号		歳出款別節別内訳表										(単位：千円)	
節別	款別	1 議会費	2 総務費	3 民生費	4 衛生費	5 労働費	6 農林水産業費	7 商工費	8 土木費	9 消防費	10 教育費	11 公債費	12 諸支出金	13 予備費	計
1 報酬		160,358	170,840	335,083	96,406	1,234	8,217	14,105	16,655	26,002	1,015,986		123		1,845,009
2 給料		31,683	650,559	527,309	336,959	3,705	14,776	7,291	177,515	452,968	542,111				2,744,876
3 職員手当等		95,275	608,111	474,757	285,230	2,848	13,125	8,258	152,102	416,264	554,301		4,961		2,615,232
4 共済費		56,460	288,310	260,661	146,224	1,419	6,269	5,915	72,759	175,244	391,977				1,405,238
5 災害補償費			300							100	30				430
6 恩給及び退職年金															
7 報償費		158	96,292	21,539	89,579	30	732	1,876	20	6,096	60,531		294		277,147
8 旅費		4,299	18,766	11,588	5,890	15	281	1,336	2,154	4,258	50,393				98,980
9 交際費		1,000	1,600								485				3,085
10 需用費		4,882	251,389	93,047	430,324	157	6,166	4,819	103,380	54,102	405,642		10,924		1,364,832
11 役務費		1,341	114,317	67,454	27,100	89	225	380	882	4,975	29,887		7,582		254,232
12 委託料		5,002	1,039,970	886,137	2,091,849		977	269,465	791,644	10,751	1,249,856		24,832		6,370,483
13 使用料及び賃借料		1,577	432,411	38,778	19,110		773	2,616	139,680	3,226	249,945		14		888,130
14 工事請負費				16,000	27,000				720,000	3,900	262,310				1,029,210
15 原材料費				175	133				737	65	4,432				5,542
16 公有財産購入費															
17 備品購入費		301	6,327	8,554	37,816	20			16	215,977	52,258		30		321,299
18 負担金補助及び交付金		13,954	161,624	5,265,965	270,889	5,544	3,673	51,868	93,264	73,743	390,862		832		6,332,218
19 扶助費			185	10,693,001	19,516						58,315				10,771,017
20 貸付金				2,474				138,000							140,474
21 補償補填及び賠償金			100	200	100				3,030		5,550				8,980
22 償還金利子及び割引料			56,453	293,398	111,945						4,108	3,856,401			4,322,305
23 投資及び出資金															
24 積立金			263,571	3,561	30,000			3	9,861				63		307,059
25 寄附金															
26 公課費			71	30	698					935	35				1,769
27 繰出金				3,232,416	1,018,914				855,845	19,100					5,126,275
予備費														183,361	183,361
()%		(0.8)	(9.0)	(47.9)	(10.9)	(0.0)	(0.1)	(1.1)	(6.8)	(3.1)	(11.5)	(8.3)	(0.1)	(0.4)	(100.0)
計		376,290	4,161,196	22,232,127	5,045,682	15,061	55,214	505,932	3,139,544	1,467,706	5,329,014	3,856,401	49,655	183,361	46,417,183

一般会計

令和 5 年度		補正第 1 1 号		歳出性質別節別内訳表					(単位：千円)	
節別	性質別	義 務 的 経 費				投 資 的 経 費	そ の 他 の 経 費		合 計	
		人 件 費	扶 助 費	公 債 費	小 計		物 件 費	そ の 他		
1 報酬		1,845,009			1,845,009				1,845,009	
2 給料		2,744,876			2,744,876				2,744,876	
3 職員手当等		2,615,232			2,615,232				2,615,232	
4 共済費		1,405,238			1,405,238				1,405,238	
5 災害補償費		430			430				430	
6 恩給及び退職年金										
7 報償費								277,147	277,147	
8 旅費							98,980		98,980	
9 交際費							3,085		3,085	
10 需用費						100,000	1,264,832		1,364,832	
11 役務費							254,232		254,232	
12 委託料						354,950	6,015,533		6,370,483	
13 使用料及び賃借料						774	887,356		888,130	
14 工事請負費						1,029,210			1,029,210	
15 原材料費							5,542		5,542	
16 公有財産購入費										
17 備品購入費						237,100	84,199		321,299	
18 負担金補助及び交付金						453,096		5,879,122	6,332,218	
19 扶助費			10,771,017		10,771,017				10,771,017	
20 貸付金								140,474	140,474	
21 補償補填及び賠償金								8,980	8,980	
22 償還金利子及び割引料				3,856,401	3,856,401			465,904	4,322,305	
23 投資及び出資金										
24 積立金								307,059	307,059	
25 寄附金										
26 公課費								1,769	1,769	
27 繰出金						16,200		5,110,075	5,126,275	
予備費								183,361	183,361	
計 ()%		(18.5) 8,610,785	(23.2) 10,771,017	(8.3) 3,856,401	(50.0) 23,238,203	(4.7) 2,191,330	(18.6) 8,613,759	(26.7) 12,373,891	(100.0) 46,417,183	

《 物価高騰対策臨時特別給付金給付事業 》

1. 事業目的

物価高騰による家計への影響が大きい低所得者を支援するとともに、定額減税を補足する取組として、臨時・特別の給付金を支給する。

2. 対象者及び給付額

①住民税均等割のみ課税世帯への給付

令和5年度における住民税均等割非課税世帯以外の世帯であって、住民税所得割非課税者のみで構成される世帯の世帯主に対し、1世帯当たり10万円を支給する。

※住民税が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯を除く。

②新たに住民税非課税等となる世帯への給付

令和6年度における住民税均等割非課税世帯又は住民税所得割非課税者のみで構成される世帯の世帯主に対し、1世帯当たり10万円を支給する。

※住民税が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯を除く。

※令和5年度における住民税均等割非課税世帯又は上記①に該当する世帯を除く。

③低所得者の子育て世帯への加算

住民税非課税世帯臨時特別給付金（1世帯当たり7万円）又は上記①・②の支給対象世帯に対し、当該世帯で扶養されている18歳以下の児童1人当たり5万円を支給する。

④定額減税しきれないと見込まれる所得水準の方への給付

定額減税可能額（納税義務者及び扶養親族1人当たり令和6年分の所得税3万円、令和6年度分の住民税1万円）が減税前の税額を上回ると見込まれる所得税・住民税の納税義務者に対し、当該上回る額を1万円単位で切り上げて算定した額を支給する。

3. 予算額 1, 324, 155千円

(内 訳)	人 件 費	1, 368千円
	需 用 費	700千円
	役 務 費	19, 740千円
	委 託 料	111, 000千円
	使用料及び賃借料	347千円
	交 付 金	1, 191, 000千円
(財 源)	国庫支出金	1, 262, 633千円
	一 般 財 源	61, 522千円

議案第 1 号

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う
関係条例の整理に関する条例の制定について

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
を次のように制定する。

令和 6 年 2 月 2 8 日 提出

池田市長 瀧 澤 智 子

理 由

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例の規定の整理を
行うため、本条例を制定するものである。

池田市条例第 号

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する
条例（案）

（池田市監査委員に関する条例の一部改正）

第1条 池田市監査委員に関する条例（昭和39年池田市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「第243条の2の2第3項」を「第243条の2の8第3項」に改める。

（市立池田病院事業の設置等に関する条例の一部改正）

第2条 市立池田病院事業の設置等に関する条例（昭和41年池田市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第8条中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

（池田市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の一部改正）

第3条 池田市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例（昭和41年池田市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第8条中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う
関係条例の整理に関する条例の制定について

- 1 池田市監査委員に関する条例（昭和 3 9 年池田市条例第 2 5 号）の一部改正〔第 1 条関係〕

引用条項を改めるものであること。

（第 1 条中第 5 条の改正関係）

- 2 市立池田病院事業の設置等に関する条例（昭和 4 1 年池田市条例第 2 1 号）の一部改正〔第 2 条関係〕

引用条項を改めるものであること。

（第 2 条中第 8 条の改正関係）

- 3 池田市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例（昭和 4 1 年池田市条例第 2 2 号）の一部改正〔第 3 条関係〕

引用条項を改めるものであること。

（第 3 条中第 8 条の改正関係）

- 4 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行するものであること。

（附則関係）

議案第1号 参 考

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（案）対照表

改 正 前	改 正 後
1 池田市監査委員に関する条例 第1条～第4条 （略） （監査請求又は要求による監査） 第5条 法第75条第1項、第98条第2項、第199条第6項及び第7項、 第235条の2第2項、第242条第1項並びに<u>第243条の2の2第3項</u> の規定による監査は、請求又は要求のあった日から7日以内に着手しなければ ならない。ただし、特別の事情のあるときは、この限りでない。 2 （略） 第6条～第12条 （略） 2 市立池田病院事業の設置等に関する条例 第1条～第7条 （略） （議会の同意を要する賠償責任の免除） 第8条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号） <u>第243条の2の2第8項</u>の規定により病院事業の業務に従事する職員の賠 償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責 任に係る賠償額が500千円以上である場合とする。 第9条・第10条 （略）	1 池田市監査委員に関する条例 第1条～第4条 （略） （監査請求又は要求による監査） 第5条 法第75条第1項、第98条第2項、第199条第6項及び第7項、 第235条の2第2項、第242条第1項並びに<u>第243条の2の8第3項</u> の規定による監査は、請求又は要求のあった日から7日以内に着手しなければ ならない。ただし、特別の事情のあるときは、この限りでない。 2 （略） 第6条～第12条 （略） 2 市立池田病院事業の設置等に関する条例 第1条～第7条 （略） （議会の同意を要する賠償責任の免除） 第8条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号） <u>第243条の2の8第8項</u>の規定により病院事業の業務に従事する職員の賠 償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責 任に係る賠償額が500千円以上である場合とする。 第9条・第10条 （略）

改 正 前	改 正 後
3 池田市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例 第1条～第7条 (略) (議会の同意を要する賠償責任の免除) 第8条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号) <u>第243条の2の2第8項</u>の規定により水道事業又は公共下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が500千円以上である場合とする。 第9条・第10条 (略)	3 池田市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例 第1条～第7条 (略) (議会の同意を要する賠償責任の免除) 第8条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号) <u>第243条の2の8第8項</u>の規定により水道事業又は公共下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が500千円以上である場合とする。 第9条・第10条 (略)

議案第 2 号

池田市個人番号の利用等及び特定個人情報の提供
に関する条例の一部改正について

池田市個人番号の利用等及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 2 月 2 8 日 提出

池田市長 瀧 澤 智 子

理 由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正により、個人番号による情報連携の迅速な実現のため、個人番号の利用が可能な事務の細部について同法の改正によらず下位法令において定められるよう整備されたことに伴い、本条例の一部を改正するものである。

池田市条例第 号

池田市個人番号の利用等及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を
改正する条例（案）

池田市個人番号の利用等及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 27 年
池田市条例第 21 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条に次の 1 号を加える。

（4）利用特定個人情報 法第 19 条第 8 号に規定する利用特定個人情報をい
う。

第 3 条第 1 項中「法別表第 1」を「法別表」に改め、同条第 2 項中「法別表
第 2 の第 4 欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改める。

附 則

この条例は、公布の日又は行政手続における特定の個人を識別するための番
号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 48 号）の
施行の日のいずれか遅い日から施行する。

池田市個人番号の利用等及び特定個人情報の提供
に関する条例の一部改正について

- 1 用語の定義を整備するものであること。

(第 2 条の改正関係)

- 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律
(平成 25 年法律第 27 号) の規定の引用等を整理するものであること。

(第 3 条の改正関係)

- 3 この条例は、公布の日又は行政手続における特定の個人を識別するための
番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律 (令和 5 年法律第 48 号)
の施行の日のいずれか遅い日から施行するものであること。

(改正条例附則関係)

議案第2号 参 考

池田市個人番号の利用等及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例（案）対照表

改 正 前	改 正 後
第1条 （略） （定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 （1）～（3） （略） （個人番号の利用等） 第3条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる執行機関が行う同表の右欄に掲げる事務及び市長又は教育委員会が行う<u>法別表第1</u>の下欄に掲げる事務とする。 2 市長又は教育委員会は、前項に規定する事務を処理するために必要な限度で、<u>法別表第2の第4欄に掲げる特定個人情報</u>のほか、規則で定める特定個人情報であって自ら保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。	第1条 （略） （定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 （1）～（3） （略） <u>（4）利用特定個人情報 法第19条第8号に規定する利用特定個人情報をいう。</u> （個人番号の利用等） 第3条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる執行機関が行う同表の右欄に掲げる事務及び市長又は教育委員会が行う<u>法別表</u>の下欄に掲げる事務とする。 2 市長又は教育委員会は、前項に規定する事務を処理するために必要な限度で、<u>利用特定個人情報</u>のほか、規則で定める特定個人情報であって自ら保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

改正前	改正後
3 (略) 第4条・第5条 (略)	3 (略) 第4条・第5条 (略)

議案第 3 号

池田市印鑑条例の一部改正について

池田市印鑑条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 2 月 2 8 日

池田市長 瀧 澤 智 子

理 由

印鑑登録証明書の交付申請について、個人番号カードを提示して書面により行う方法及び移動端末設備を使用して専用の端末機により行う方法を定めるため、本条例の一部を改正するものである。

池田市印鑑条例の一部を改正する条例（案）

池田市印鑑条例（昭和 5 1 年池田市条例第 2 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 4 条第 1 項中「書面により印鑑登録証を添えて」を「印鑑登録証又は個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 2 5 年法律第 2 7 号）第 2 条第 7 項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。）を提示して書面により」に改め、同条第 2 項中「申請に」を「場合に」に、「添えて申請がなされたときは、当該申請は」を「提示してなされた申請は、」に改め、同条第 3 項中「自ら本市」を「本市」に、「端末機に」を「端末機において、自ら」に、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 2 5 年法律第 2 7 号）第 2 条第 7 項に規定する個人番号カードをいう。以下この項において同じ」を「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成 1 4 年法律第 1 5 3 号。以下「公的個人認証法」という。）第 2 2 条第 1 項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。）又は電気通信事業法（昭和 5 9 年法律第 8 6 号）第 1 2 条の 2 第 4 項第 2 号ロに規定する移動端末設備（公的個人認証法第 3 5 条の 2 第 1 項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録された電磁的記録媒体が組み込まれたものに限る」に、「（個人番号カードの不正な使用を防止するため暗証として登録されたアラビア数字をいう。）」を「の入力」に、「事項を入力する」を「操作をする」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 第 1 項の場合において、個人番号カードを提示して申請をする印鑑登録者

は、自ら行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する命令（平成２６年総務省令第８５号）第３３条第５項の規定による入力を行わなければならない。

第１６条中「の一」を「のいずれか」に改め、同条第１号を次のように改める。

- (1) 第１４条第１項の規定による申請において、印鑑登録証又は個人番号カードの提示がないとき。

附 則

この条例は、令和６年４月１日から施行する。

池田市印鑑条例の一部改正について

- 1 窓口における書面による印鑑登録証明書の交付申請について、従来の印鑑登録証の提示によるほか、個人番号カードの提示でも行うことができることとするものであること。また、コンビニエンスストア等に設置された専用の端末機における印鑑登録証明書の交付申請について、従来の個人番号カードによるほか、利用者証明用電子証明書が記録された電磁的記録媒体が組み込まれた移動端末設備（スマートフォン）でも行うことができることとするものであること。

（第 14 条の改正関係）

- 2 1 に伴う規定の整備を行うものであること。

（第 16 条の改正関係）

- 3 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行するものであること。

（改正条例附則関係）

議案第3号 参 考

池田市印鑑条例の一部を改正する条例（案）対照表

改 正 前	改 正 後
第1条～第13条（略） （印鑑登録証明書の交付申請） 第14条 印鑑登録者は、印鑑登録証明書の交付を受けようとするときは、 <u>書面により印鑑登録証を添えて</u> 市長に申請しなければならない。	第1条～第13条（略） （印鑑登録証明書の交付申請） 第14条 印鑑登録者は、印鑑登録証明書の交付を受けようとするときは、 <u>印鑑登録証又は個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。）を提示して書面により</u> 市長に申請しなければならない。
2 前項の <u>申請</u> において、印鑑登録者以外の者により印鑑登録証を <u>添えて申請</u> がなされたときは、当該申請は印鑑登録者の授権による代理人の申請とみなす。	2 前項の <u>場合</u> において、印鑑登録者以外の者により印鑑登録証を <u>提示してなされた申請は</u> 、印鑑登録者の授権による代理人の申請とみなす。
3 第1項の規定にかかわらず、印鑑登録者は、 <u>自ら本市の電子計算機と電気通信回路で接続された専用の端末機に</u> 個人番号カード（行政手続における特	3 <u>第1項の場合において、個人番号カードを提示して申請をする印鑑登録者は、自ら行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する命令（平成26年総務省令第85号）第33条第5項の規定による入力を行わなければならない。</u>
4 第1項の規定にかかわらず、印鑑登録者は、 <u>自ら本市の電子計算機と電気通信回路で接続された専用の端末機に</u> 個人番号カード（行政手続における特	4 第1項の規定にかかわらず、印鑑登録者は、 <u>本市の電子計算機と電気通信回路で接続された専用の端末機において、自ら個人番号カード（電子署名等</u>

改 正 前	改 正 後
<u>定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成２５年法律第２７号）第２条第７項に規定する個人番号カードをいう。以下この項において同じ。）を使用して暗証番号（個人番号カードの不正な使用を防止するため暗証として登録されたアラビア数字をいう。）その他必要な事項を入力することにより、印鑑登録証明書の交付の申請を行うことができる。</u> 第１５条 （略） （印鑑登録証明の拒否） 第１６条 市長は、次の各号の<u>一</u>に該当する場合は、印鑑登録の証明を行わない。 <u>（１）印鑑登録証の提出がないとき（第１４条第３項の規定により専用端末機による印鑑登録証明書の交付の申請を行った場合を除く。）。</u> （２）・（３） （略） 第１７条～第２１条 （略）	<u>に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成１４年法律第１５３号。以下「公的個人認証法」という。）第２２条第１項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。）又は電気通信事業法（昭和５９年法律第８６号）第１２条の２第４項第２号ロに規定する移動端末設備（公的個人認証法第３５条の２第１項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録された電磁的記録媒体が組み込まれたものに限る。）を使用して暗証番号の<u>入力</u>その他必要な<u>操作</u>をすることにより、印鑑登録証明書の交付の申請を行うことができる。</u> 第１５条 （略） （印鑑登録証明の拒否） 第１６条 市長は、次の各号の<u>いずれか</u>に該当する場合は、印鑑登録の証明を行わない。 <u>（１）第１４条第１項の規定による申請において、印鑑登録証又は個人番号カードの提示がないとき。</u> （２）・（３） （略） 第１７条～第２１条 （略）

議案第 4 号

池田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例
の一部改正について

池田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する
条例を次のように定める。

令和 6 年 2 月 2 8 日 提出

池田市長 瀧 澤 智 子

理 由

地方自治法の一部を改正する法律の施行を踏まえ会計年度任用職員の勤勉
手当を支給することについて定めるとともに、期末手当の支給要件について
所要の整備を行うため、本条例の一部を改正するものである。

池田市条例第 号

池田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）

池田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年池田市条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

第 3 条第 1 項中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改め、同条第 2 項中「申し出」を「申出」に改め、「前項の」及び「並びに通勤手当、期末手当」を削る。

第 4 条第 1 号中「第 5 2 条」を「第 5 2 条第 1 項」に改める。

第 14 条第 1 項中「及び次条において」を「から第 16 条までにおいて」に改め、「（任命権者を同じくするものに限る。第 3 項及び第 4 項並びに第 24 条において同じ。）」を削り、「の者」を「である者で規則で定めるもの」に改め、「この項」の次に「及び次項」を、「対して、」の次に「それぞれ」を加え、「以下この条及び次条並びに」を「次条及び」に改め、同条第 2 項中「現在（退職し、又は死亡した）」を「（前項後段の）」に、「現在）」を「。次項及び第 4 項において同じ。）」に改め、「この条例の適用を受ける」を削り、「として」を「（地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 15 条第 1 項に規定する企業職員である会計年度任用職員を含む。次項及び第 4 項並びに第 26 条第 3 項及び第 4 項において同じ。）として」に改め、同条第 3 項中「任期の定めが 6 か月に」を「基準日における任用に係る任期の定めが 6 か月に」に、「1 会計年度」を「うち、当該基準日の属する会計年度」に、「に至ったときは、当該フルタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、第 1 項に規定する」を「であるものは、前 2 項の規定の適用については、当該基

準日において」に、「の者」を「である者」に改め、同条第４項を次のように改める。

- ４ ６月の期末手当に係る基準日における任用に係る任期の定めが６か月に満たないフルタイム会計年度任用職員（当該６月の期末手当の支給について前項の規定の適用を受ける者を除く。）のうち、当該基準日の属する会計年度の前会計年度（以下この項において「前会計年度」という。）の末日まで会計年度任用職員として任用があり、同日の翌日に会計年度任用職員として任用があったもので、当該基準日の属する会計年度内における会計年度任用職員としての任期の定めと当該前会計年度の末日における任用に係る会計年度任用職員としての任期の定め合計が６か月以上であるものは、第１項及び第２項の規定の適用については、当該基準日において任期の定めが６か月以上である者とみなす。

第１４条第５項中「に規定する」を「の規定による期末手当の額の算定における」に改める。

第３２条を第３７条とする。

第３１条中「第１７条」を「第１９条」に改め、同条を第３６条とし、第３０条を第３５条とし、第２９条を第３４条とし、第２８条を第３３条とし、第２７条を第３１条とし、同条の次に次の１条を加える。

（勤勉手当の支給総額の限度）

第３２条 会計年度任用職員に支給する勤勉手当の総額は、次に掲げる額の合計額を超えてはならない。

- (１) 第１７条第２項に規定する勤勉手当基礎額に１００分の１０２．５を乗じて得た額の総額
- (２) 第２８条第２項に規定する勤勉手当基礎額に１００分の１０２．５を乗じて得た額の総額

第２６条を第３０条とする。

第25条中「、パートタイム会計年度任用職員」の次に「の期末手当」を加え、「第24条第1項において準用する前条第1項」を「第26条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（第26条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（同項に規定する規則で定める日をいう。以下この条及び次条において同じ。）」に、「の規定中」を「及び第16条第1項中」に改め、「、第16条第1項中「フルタイム会計年度任用職員」とあるのは「パートタイム会計年度任用職員」と」を削り、同条を第27条とし、同条の次に次の2条を加える。

（パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当）

第28条 勤勉手当は、基準日（6月の支給にあつては6月1日、12月の支給にあつては12月1日をいう。以下この項及び次項において同じ。）にそれぞれ在職するパートタイム会計年度任用職員（任期の定めが6か月以上である者で規則で定めるものに限り、1週間当たりの勤務時間が著しく少ない者として規則で定める者を除く。以下この項及び次項において同じ。）に対し、その者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。基準日前1か月以内に退職し、又は死亡したパートタイム会計年度任用職員についても同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額（基準日（前項後段のパートタイム会計年度任用職員にあつては、退職し、又は死亡した日）においてパートタイム会計年度任用職員が受けるべき報酬の月額（日額又は時間額により報酬を定められた者にあつては、1週間当たりの報酬額（日額により報酬を定められた者にあつてはその日額に1週間当たりの勤務日数を、時間額により報酬を定められた者にあつてはその時間額に1週間当たりの勤務時間を乗じて得た額をいう。）に4を乗じて得た額）をいう。）に規則で定める割合を乗じて得た額とする。

3 第26条第3項及び第4項の規定は、前2項の規定の適用について準用する。この場合において、同条第3項中「基準日における」とあるのは「基準日（第28条第1項に規定する基準日（同項後段のパートタイム会計年度任用職員にあっては、退職し、又は死亡した日）をいう。以下この項及び次項において同じ。）における」と、「前2項」とあるのは「同条第1項及び第2項」と、同条第4項中「期末手当」とあるのは「勤勉手当」と、「前項」とあるのは「第28条第3項において準用する前項」と、「第1項」とあるのは「同条第1項」と読み替えるものとする。

（パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当に係る支給制限及び一時差止処分についての準用）

第29条 第15条及び第16条の規定は、パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当について準用する。この場合において、第15条中「前条第1項」とあるのは「第28条第1項」と、同条各号列記以外の部分及び第4号並びに第16条第1項各号列記以外の部分及び第2号、第2項、第5項第3号並びに第6項中「期末手当」とあるのは「勤勉手当」と、第15条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（第28条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（同項に規定する規則で定める日をいう。以下この条及び次条において同じ。）」と、同条各号及び第16条第1項中「フルタイム会計年度任用職員」とあるのは「パートタイム会計年度任用職員」と読み替えるものとする。

第24条第1項を次のように改める。

期末手当は、基準日（6月の支給にあっては6月1日、12月の支給にあっては12月1日をいう。以下この条において同じ。）にそれぞれ在職するパートタイム会計年度任用職員（任期の定めが6か月以上である者で規則で定めるものに限り、1週間当たりの勤務時間が著しく少ない者として規則で

定める者を除く。以下この項及び次項において同じ。) に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。基準日前1か月以内に退職し、又は死亡したパートタイム会計年度任用職員についても同様とする。

第24条第3項を削り、同条第2項中「任期の定めが6か月に」を「基準日における任用に係る任期の定めが6か月に」に、「1会計年度」を「うち、当該基準日の属する会計年度」に、「に至ったときは、当該パートタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、前項に規定する」を「であるものは、前2項の規定の適用については、当該基準日において」に、「のパートタイム会計年度任用職員」を「である者」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額（基準日（前項後段のパートタイム会計年度任用職員にあっては、退職し、又は死亡した日。次項及び第4項において同じ。）においてパートタイム会計年度任用職員が受けるべき報酬の月額（日額又は時間額により報酬を定められた者にあっては、1週間当たりの報酬額（日額により報酬を定められた者にあってはその日額に1週間当たりの勤務日数を、時間額により報酬を定められた者にあってはその時間額に1週間当たりの勤務時間を乗じて得た額をいう。）に4を乗じて得た額）をいう。）に100分の120を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6か月 100分の100
- (2) 5か月以上6か月未満 100分の80
- (3) 3か月以上5か月未満 100分の60
- (4) 3か月未満 100分の30

第24条に次の2項を加える。

4 6月の期末手当に係る基準日における任用に係る任期の定めが6か月に満

たないパートタイム会計年度任用職員（当該6月の期末手当の支給について前項の規定の適用を受ける者を除く。）のうち、当該基準日の属する会計年度の前会計年度（以下この項において「前会計年度」という。）の末日まで会計年度任用職員として任用があり、同日の翌日に会計年度任用職員として任用があったもので、当該基準日の属する会計年度内における会計年度任用職員としての任期の定めと当該前会計年度の末日における任用に係る会計年度任用職員としての任期の定めとの合計が6か月以上であるものは、第1項及び第2項の規定の適用については、当該基準日において任期の定めが6か月以上である者とみなす。

- 5 第2項の規定による期末手当の額の算定における在職期間の算定について必要な事項は、規則で定める。

第24条を第26条とし、第23条を第25条とする。

第22条中「第17条第2項」を「第19条第2項」に改め、同条を第24条とする。

第21条中「第22条」を「次条」に改め、同条を第23条とする。

第20条中「第22条」を「第24条」に改め、同条を第22条とする。

第19条第1項中「第21条」を「第23条」に改め、同条第2項中「第22条」を「第24条」に改め、同項第1号中「第21条」を「第23条」に改め、同条第3項ただし書中「第21条」を「第23条」に、「第22条」を「第24条」に改め、同条第4項中「第22条」を「第24条」に改め、同条を第21条とし、第18条を第20条とし、第17条を第19条とし、第16条の次に次の2条を加える。

（フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当）

第17条 勤勉手当は、基準日（6月の支給にあつては6月1日、12月の支給にあつては12月1日をいう。以下この項及び次項において同じ。）にそれぞれ在職するフルタイム会計年度任用職員（任期の定めが6か月以上であ

る者で規則で定めるものに限る。以下この項及び次項において同じ。) に対し、その者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。基準日前1か月以内に退職し、又は死亡したフルタイム会計年度任用職員についても同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額（基準日（前項後段のフルタイム会計年度任用職員にあっては、退職し、又は死亡した日）においてフルタイム会計年度任用職員が受けるべき給料及び地域手当の月額合計額をいう。）に規則で定める割合を乗じて得た額とする。

3 第14条第3項及び第4項の規定は、前2項の規定の適用について準用する。この場合において、同条第3項中「基準日における」とあるのは「基準日（第17条第1項に規定する基準日（同項後段のフルタイム会計年度任用職員にあっては、退職し、又は死亡した日）をいう。以下この項及び次項において同じ。）における」と、「前2項」とあるのは「同条第1項及び第2項」と、同条第4項中「期末手当」とあるのは「勤勉手当」と、「前項」とあるのは「第17条第3項において準用する前項」と、「第1項」とあるのは「同条第1項」と読み替えるものとする。

（フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当に係る支給制限及び一時差止処分についての準用）

第18条 第15条及び第16条の規定は、フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当について準用する。この場合において、第15条中「前条第1項」とあるのは「第17条第1項」と、同条各号列記以外の部分及び第4号並びに第16条第1項各号列記以外の部分及び第2号、第2項、第5項第3号並びに第6項中「期末手当」とあるのは「勤勉手当」と、第15条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（第17条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（同項に規定する規則で定める日をいう。以下この条及び次条において

同じ。）」と読み替えるものとする。

別表第2中「第17条」を「第19条」に改める。

別表第3中「第17条、第22条」を「第19条、第24条」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

- 2 職員の育児休業等に関する条例（平成4年池田市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「単に」を削り、「第14条第1項」の次に「又は第26条第1項」を加え、同条第2項中「第14条第1項」を「第17条第1項又は第28条第1項」に改め、「（会計年度任用職員を除く。次条において同じ。）」を削る。

第8条中「した職員」の次に「（会計年度任用職員を除く。以下この条において同じ。）」を加える。

第21条第3項中「第23条」を「第25条」に、「第22条に」を「第24条に」に、「同法第22条の2第1項第2号」を「同項第2号」に改める。

(職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正)

- 3 職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（昭和27年池田市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「第17条」を「第19条」に改める。

池田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例
の一部改正について

- 1 会計年度任用職員の給与の種類に勤勉手当を加えるものであること。

(第 2 条の改正関係)

- 2 会計年度任用職員の給与の支給方法について、勤勉手当に係る所要の整備を行うものであること。

(第 3 条の改正関係)

- 3 文言の整理を行うものであること。

(第 4 条の改正関係)

- 4 フルタイム会計年度任用職員の期末手当の支給要件について、所要の整備を行うものであること。

(第 1 4 条の改正関係)

- 5 フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当並びにその支給制限及び一時差止処分について定めるものであること。

(第 1 6 条の次に 2 条を加える改正関係)

- 6 引用条項の整理を行うものであること。

(第 1 9 条を改め第 2 1 条とする改正関係、第 2 0 条を改め第 2 2 条とする改正関係、第 2 1 条を改め第 2 3 条とする改正関係、第 2 2 条を改め第 2 4 条とする改正関係及び第 3 1 条を改め第 3 6 条とする改正関係並びに別表第 2 及び別表第 3 の改正関係)

- 7 パートタイム会計年度任用職員の期末手当の支給要件について、所要の整備を行うものであること。

(第 2 4 条を改め第 2 6 条とする改正関係)

8 引用条項の整理その他所要の規定の整備を行うものであること。

(第25条を改め第27条とする改正関係)

9 パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当並びにその支給制限及び一時差止処分について定めるものであること。

(第25条を第27条とし、同条の次に2条を加える改正関係)

10 会計年度任用職員の勤勉手当の支給総額の限度について定めるものであること。

(第27条を第31条とし、同条の次に1条を加える改正関係)

11 この条例は、令和6年4月1日から施行するものであること。また、関係条例の規定の整備を行うものであること。

(改正条例附則関係)

議案第4号 参 考

池田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）対照表

改 正 前	改 正 後
1 池田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例 第1条 （略） （給与） 第2条 この条例において「給与」とは、法第22条の2第1項第2号に掲げる職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）にあつては給料、地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当及び<u>期末手当</u>をいい、同項第1号に掲げる職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）にあつては報酬<u>及び期末手当</u>をいう。 （給与の支給） 第3条 給与（通勤手当<u>及び期末手当</u>を除く。）は、月1回、規則で定める日に、当該日の属する月の前月の初日から末日までの間における勤務に対して支給する。 2 会計年度任用職員から<u>申し出</u>があつたときは、<u>前項の給与並びに通勤手当、期末手当及び費用弁償の全部又は一部</u>を当該会計年度任用職員の預金又は貯金への振込みの方法によって支払うことができる。 （給与からの控除）	1 池田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例 第1条 （略） （給与） 第2条 この条例において「給与」とは、法第22条の2第1項第2号に掲げる職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）にあつては給料、地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、<u>期末手当及び勤勉手当</u>をいい、同項第1号に掲げる職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）にあつては報酬、<u>期末手当及び勤勉手当</u>をいう。 （給与の支給） 第3条 給与（通勤手当、<u>期末手当及び勤勉手当</u>を除く。）は、月1回、規則で定める日に、当該日の属する月の前月の初日から末日までの間における勤務に対して支給する。 2 会計年度任用職員から<u>申し出</u>があつたときは、給与及び費用弁償の全部又は一部を当該会計年度任用職員の預金又は貯金への振込みの方法によって支払うことができる。 （給与からの控除）

改 正 前	改 正 後
第4条 会計年度任用職員に支給する給与から控除するものは、法令に別段の定めがあるもののほか、次に掲げるものとする。 (1) 法第52条に規定する職員団体があつせんする購買物品の代金、その構成員たる会計年度任用職員から徴収する団体本来の運営に要する経常的な職員団体費、労働金庫の預金及び諸貸付金の返済金 (2)～(4) (略) 第5条～第13条 (略) (フルタイム会計年度任用職員の期末手当) 第14条 期末手当は、基準日（6月の支給にあつては6月1日、12月の支給にあつては12月1日をいう。以下この条及び次条において同じ。）にそれぞれ在職するフルタイム会計年度任用職員（任期（<u>任命権者を同じくするものに限る。第3項及び第4項並びに第24条において同じ。</u>）の定めが6か月以上<u>の者</u>に限る。以下この項において同じ。）に対して、基準日の属する月の規則で定める日（以下この条及び次条並びに第16条第1項において「支給日」という。）に支給する。基準日前1か月以内に退職し、又は死亡したフルタイム会計年度任用職員についても同様とする。 2 期末手当の額は、期末手当基礎額（基準日<u>現在（退職し、又は死亡したフルタイム会計年度任用職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在）</u>においてフルタイム会計年度任用職員が受けるべき給料及び地域手当の月額	第4条 会計年度任用職員に支給する給与から控除するものは、法令に別段の定めがあるもののほか、次に掲げるものとする。 (1) 法第52条第1項に規定する職員団体があつせんする購買物品の代金、その構成員たる会計年度任用職員から徴収する団体本来の運営に要する経常的な職員団体費、労働金庫の預金及び諸貸付金の返済金 (2)～(4) (略) 第5条～第13条 (略) (フルタイム会計年度任用職員の期末手当) 第14条 期末手当は、基準日（6月の支給にあつては6月1日、12月の支給にあつては12月1日をいう。以下この条から第16条までにおいて同じ。）にそれぞれ在職するフルタイム会計年度任用職員（任期の定めが6か月以上である者で規則で定める<u>もの</u>に限る。以下この項及び次項において同じ。）に対して、<u>それぞれ</u>基準日の属する月の規則で定める日（次条及び第16条第1項において「支給日」という。）に支給する。基準日前1か月以内に退職し、又は死亡したフルタイム会計年度任用職員についても同様とする。 2 期末手当の額は、期末手当基礎額（基準日（<u>前項後段のフルタイム会計年度任用職員にあつては、退職し、又は死亡した日。次項及び第4項において同じ。</u>）においてフルタイム会計年度任用職員が受けるべき給料及び地域手

改 正 前	改 正 後
計額をいう。)に100分の120を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間（この条例の適用を受ける会計年度任用職員として在職した期間をいう。以下同じ。）の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略) 3 <u>任期の定めが6か月に満たないフルタイム会計年度任用職員の1会計年度内における会計年度任用職員としての任期の定め</u>の合計が6か月以上<u>に至ったときは、当該フルタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、第1項に規定する任期の定めが6か月以上の者とみなす。</u> 4 <u>6月に期末手当を支給する場合において、当該支給日の属する会計年度の前会計年度（以下この項及び第24条第3項において「前会計年度」という。）の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日にフルタイム会計年度任用職員として任用された者の任期（6か月未満のものに限る。）の定めとその者の前会計年度における任期（前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。）の定めとの合計が6か月以上に至ったときは、第1項に規定する任期の定めが6か月以上の者とみなす。</u>	当の月額合計額をいう。)に100分の120を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間（<u>会計年度任用職員（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第15条第1項に規定する企業職員である会計年度任用職員を含む。次項及び第4項並びに第26条第3項及び第4項において同じ。）として在職した期間をいう。以下同じ。）</u>の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略) 3 <u>基準日における任用に係る任期の定めが6か月に満たないフルタイム会計年度任用職員のうち、当該基準日の属する会計年度内における会計年度任用職員としての任期の定め</u>の合計が6か月以上<u>であるものは、前2項の規定の適用については、当該基準日において任期の定めが6か月以上である者とみなす。</u> 4 <u>6月の期末手当に係る基準日における任用に係る任期の定めが6か月に満たないフルタイム会計年度任用職員（当該6月の期末手当の支給について前項の規定の適用を受ける者を除く。）のうち、当該基準日の属する会計年度の前会計年度（以下この項において「前会計年度」という。）の末日まで会計年度任用職員として任用があり、同日の翌日に会計年度任用職員として任用があったもので、当該基準日の属する会計年度内における会計年度任用職員としての任期の定めと当該前会計年度の末日における任用に係る会計年度</u>

改 正 前	改 正 後
5 第2項に規定する在職期間の算定について必要な事項は、規則で定める。 第15条・第16条 (略)	<u>任用職員としての任期の定め</u>の合計が6か月以上であるものは、第1項及び第2項の規定の適用については、当該基準日において任期の定めが6か月以上である者とみなす。 5 第2項の規定による<u>期末手当の額の算定における在職期間の算定</u>について必要な事項は、規則で定める。 第15条・第16条 (略) <u>(フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当)</u> 第17条 勤勉手当は、基準日（6月の支給にあつては6月1日、12月の支給にあつては12月1日をいう。以下この項及び次項において同じ。）にそれぞれ在職するフルタイム会計年度任用職員（任期の定めが6か月以上である者で規則で定めるものに限る。以下この項及び次項において同じ。）に対し、その者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。基準日前1か月以内に退職し、又は死亡したフルタイム会計年度任用職員についても同様とする。 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額（基準日（前項後段のフルタイム会計年度任用職員にあつては、退職し、又は死亡した日）においてフルタイム会計年度任用職員が受けるべき給料及び地域手当の月額合計額をいう。）に規則で定める割合を乗じて得た額とする。 3 第14条第3項及び第4項の規定は、前2項の規定の適用について準用す

改 正 前	改 正 後
第17条・第18条 (略)	る。この場合において、同条第3項中「基準日における」とあるのは「基準日（第17条第1項に規定する基準日（同項後段のフルタイム会計年度任用職員にあっては、退職し、又は死亡した日）をいう。以下この項及び次項において同じ。）における」と、「前2項」とあるのは「同条第1項及び第2項」と、同条第4項中「期末手当」とあるのは「勤勉手当」と、「前項」とあるのは「第17条第3項において準用する前項」と、「第1項」とあるのは「同条第1項」と読み替えるものとする。 <u>（フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当に係る支給制限及び一時差止処分についての準用）</u> 第18条 第15条及び第16条の規定は、フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当について準用する。この場合において、第15条中「前条第1項」とあるのは「第17条第1項」と、同条各号列記以外の部分及び第4号並びに第16条第1項各号列記以外の部分及び第2号、第2項、第5項第3号並びに第6項中「期末手当」とあるのは「勤勉手当」と、第15条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（第17条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（同項に規定する規則で定める日をいう。以下この条及び次条において同じ。）」と読み替えるものとする。 第19条・第20条 (略)

改 正 前	改 正 後
(パートタイム会計年度任用職員の時間外勤務に係る報酬) <u>第19条</u> パートタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間（以下この条から<u>第21条</u>までにおいて「正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、時間外勤務に係る報酬を支給する。 2 前項に規定する時間外勤務に係る報酬の額は、勤務1時間につき、<u>第22条</u>に規定する勤務1時間当たりの報酬額に正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額とする。ただし、パートタイム会計年度任用職員が第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超えてしたもののうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対しては、同条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の100（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125）を乗じて得た額とする。 (1) 正規の勤務時間が割り振られた日（<u>第21条</u>の規定により正規の勤務時間中に勤務したパートタイム会計年度任用職員に休日勤務に係る報酬が支給されることとなる日を除く。）における勤務	(パートタイム会計年度任用職員の時間外勤務に係る報酬) <u>第21条</u> パートタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間（以下この条から<u>第23条</u>までにおいて「正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、時間外勤務に係る報酬を支給する。 2 前項に規定する時間外勤務に係る報酬の額は、勤務1時間につき、<u>第24条</u>に規定する勤務1時間当たりの報酬額に正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額とする。ただし、パートタイム会計年度任用職員が第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超えてしたもののうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対しては、同条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の100（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125）を乗じて得た額とする。 (1) 正規の勤務時間が割り振られた日（<u>第23条</u>の規定により正規の勤務時間中に勤務したパートタイム会計年度任用職員に休日勤務に係る報酬が支給されることとなる日を除く。）における勤務

改 正 前	改 正 後
(2) (略) 3 前2項の規定にかかわらず、週休日の振替（パートタイム会計年度任用職員について定められた週休日において特に勤務することを命ずる必要がある場合に、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることをいう。以下この項において同じ。）により、あらかじめ割り振られた1週間の正規の勤務時間（以下この項において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員の当該割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した時間は、正規の勤務時間に勤務したものとみなして報酬を支給する。ただし、週休日の振替により勤務することを命ぜられた日の属する週における勤務時間が38時間45分を超える場合にあっては、当該38時間45分を超えて勤務した全時間（<u>第21条</u>の規定により休日勤務に係る報酬が支給されることとなる時間を除く。）に対して、勤務1時間につき、<u>第22条</u>に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務に係る報酬として支給する。 4 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えて勤務した時間（前項本文に規定する時間を除く。）が1か月について60	(2) (略) 3 前2項の規定にかかわらず、週休日の振替（パートタイム会計年度任用職員について定められた週休日において特に勤務することを命ずる必要がある場合に、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることをいう。以下この項において同じ。）により、あらかじめ割り振られた1週間の正規の勤務時間（以下この項において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員の当該割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した時間は、正規の勤務時間に勤務したものとみなして報酬を支給する。ただし、週休日の振替により勤務することを命ぜられた日の属する週における勤務時間が38時間45分を超える場合にあっては、当該38時間45分を超えて勤務した全時間（<u>第23条</u>の規定により休日勤務に係る報酬が支給されることとなる時間を除く。）に対して、勤務1時間につき、<u>第24条</u>に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務に係る報酬として支給する。 4 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えて勤務した時間（前項本文に規定する時間を除く。）が1か月について60

改 正 前	改 正 後
時間を超えたパートタイム会計年度任用職員には、当該60時間を超えて勤務した全時間に対して、前3項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、<u>第22条</u>に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）を乗じて得た額を時間外勤務に係る報酬として支給する。 （パートタイム会計年度任用職員の夜間勤務に係る報酬） <u>第20条</u> 正規の勤務時間として、午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、その間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、<u>第22条</u>に規定する勤務1時間当たりの報酬額に、次の各号に掲げるパートタイム会計年度任用職員の区分に応じて当該各号に定める割合を乗じて得た額を夜間勤務に係る報酬として支給する。 (1)・(2) （略） （パートタイム会計年度任用職員の休日勤務に係る報酬） <u>第21条</u> 休日において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、当該正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、<u>第22条</u>に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を休日勤務に係る報酬として支給する。	時間を超えたパートタイム会計年度任用職員には、当該60時間を超えて勤務した全時間に対して、前3項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、<u>第24条</u>に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）を乗じて得た額を時間外勤務に係る報酬として支給する。 （パートタイム会計年度任用職員の夜間勤務に係る報酬） <u>第22条</u> 正規の勤務時間として、午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、その間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、<u>第24条</u>に規定する勤務1時間当たりの報酬額に、次の各号に掲げるパートタイム会計年度任用職員の区分に応じて当該各号に定める割合を乗じて得た額を夜間勤務に係る報酬として支給する。 (1)・(2) （略） （パートタイム会計年度任用職員の休日勤務に係る報酬） <u>第23条</u> 休日において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、当該正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、<u>次条</u>に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を休日勤務に係る報酬として支給する。

改 正 前	改 正 後
(パートタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの報酬額) <u>第22条</u> パートタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの報酬額は、<u>第17条第2項</u>から第4項までの規定により決定したパートタイム会計年度任用職員報酬基準月額表に定める額に12を乗じて得た額をフルタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから1会計年度における休日の日数にフルタイム会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間を乗じたものを減じたもので除して得た額とする。 <u>第23条</u> (略) (パートタイム会計年度任用職員の期末手当) <u>第24条</u> <u>第14条(第3項及び第4項を除く。)</u>の規定は、任期の定めが6か月以上のパートタイム会計年度任用職員(1週間当たりの勤務時間が著しく少ない者として規則で定める者を除く。以下この条及び次条において同じ。)について準用する。この場合において、<u>第14条第2項中「フルタイム会計年度任用職員」とあるのは「パートタイム会計年度任用職員」と、「給料及び地域手当の月額合計額」とあるのは「報酬の月額(日額又は時間額により報酬を定められた者にあつては、1週間当たりの報酬額(日額により報酬を定められた者にあつてはその日額に1週間当たりの勤務日数を、時間額により報酬を定められた者にあつてはその時間額に1週間当たりの勤</u>	(パートタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの報酬額) <u>第24条</u> パートタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの報酬額は、<u>第19条第2項</u>から第4項までの規定により決定したパートタイム会計年度任用職員報酬基準月額表に定める額に12を乗じて得た額をフルタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから1会計年度における休日の日数にフルタイム会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間を乗じたものを減じたもので除して得た額とする。 <u>第25条</u> (略) (パートタイム会計年度任用職員の期末手当) <u>第26条</u> <u>期末手当は、基準日(6月の支給にあつては6月1日、12月の支給にあつては12月1日をいう。以下この条において同じ。)</u>にそれぞれ在職するパートタイム会計年度任用職員(任期の定めが6か月以上である者で規則で定めるものに限り、1週間当たりの勤務時間が著しく少ない者として規則で定める者を除く。以下この項及び次項において同じ。)に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。基準日前1か月以内に退職し、又は死亡したパートタイム会計年度任用職員についても同様とする。

改 正 前	改 正 後
<u>務時間を乗じて得た額をいう。)に4を乗じて得た額)』と読み替えるものとする。</u> <u>2 任期の定めが6か月に満たないパートタイム会計年度任用職員の1会計年度内における会計年度任用職員としての任期の定め</u> <u>の合計が6か月以上に至ったときは、当該パートタイム会計年度任用職員は、当該会計年度におい</u>	<u>2 期末手当の額は、期末手当基礎額（基準日（前項後段のパートタイム会計年度任用職員にあっては、退職し、又は死亡した日。次項及び第4項において同じ。）においてパートタイム会計年度任用職員が受けるべき報酬の月額（日額又は時間額により報酬を定められた者</u> <u>にあっては、1週間当たりの報酬額（日額により報酬を定められた者</u> <u>にあってはその日額に1週間当たりの勤務日数を、時間額により報酬を定められた者</u> <u>にあってはその時間額に1週間当たりの勤務時間を乗じて得た額をいう。）に4を乗じて得た額）をいう。）に100分の120を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</u> (1) 6か月 100分の100 (2) 5か月以上6か月未満 100分の80 (3) 3か月以上5か月未満 100分の60 (4) 3か月未満 100分の30 <u>3 基準日における任用に係る任期の定めが6か月に満たないパートタイム会計年度任用職員のうち、当該基準日の属する会計年度内における会計年度任用職員としての任期の定め</u> <u>の合計が6か月以上であるものは、前2項の規定</u>

改 正 前	改 正 後
<u>て、前項に規定する任期の定めが6か月以上のパートタイム会計年度任用職員とみなす。</u> 3 <u>6月に期末手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日にパートタイム会計年度任用職員として任用された者の任期（6か月未満のものに限る。）の定めとその者の前会計年度における任期（前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。）の定めとの合計が6か月以上に至ったときは、第1項に規定する任期の定めが6か月以上のパートタイム会計年度任用職員とみなす。</u>	<u>の適用については、当該基準日において任期の定めが6か月以上である者とみなす。</u> 4 <u>6月の期末手当に係る基準日における任用に係る任期の定めが6か月に満たないパートタイム会計年度任用職員（当該6月の期末手当の支給について前項の規定の適用を受ける者を除く。）のうち、当該基準日の属する会計年度の前会計年度（以下この項において「前会計年度」という。）の末日まで会計年度任用職員として任用があり、同日の翌日に会計年度任用職員として任用があったもので、当該基準日の属する会計年度内における会計年度任用職員としての任期の定めと当該前会計年度の末日における任用に係る会計年度任用職員としての任期の定めとの合計が6か月以上であるものは、第1項及び第2項の規定の適用については、当該基準日において任期の定めが6か月以上である者とみなす。</u> 5 <u>第2項の規定による期末手当の額の算定における在職期間の算定について</u>

改 正 前	改 正 後
(パートタイム会計年度任用職員の期末手当に係る支給制限及び一時差止処分についての準用) <u>第25条</u> 第15条及び第16条の規定は、パートタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、第15条中「前条第1項」とあるのは「<u>第24条第1項において準用する前条第1項</u>」と、同条各号の規定中「フルタイム会計年度任用職員」とあるのは「パートタイム会計年度任用職員」と、<u>第16条第1項中「フルタイム会計年度任用職員」とあるのは「パートタイム会計年度任用職員」と読み替えるものとする。</u>	<u>必要な事項は、規則で定める。</u> (パートタイム会計年度任用職員の期末手当に係る支給制限及び一時差止処分についての準用) <u>第27条</u> 第15条及び第16条の規定は、パートタイム会計年度任用職員の<u>期末手当</u>について準用する。この場合において、第15条中「前条第1項」とあるのは「<u>第26条第1項</u>」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「<u>基準日(第26条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。)</u>から」と、「支給日」とあるのは「<u>支給日(同項に規定する規則で定める日をいう。以下この条及び次条において同じ。)</u>」と、同条各号及び<u>第16条第1項中「フルタイム会計年度任用職員」とあるのは「パートタイム会計年度任用職員」と読み替えるものとする。</u> <u>(パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当)</u> <u>第28条</u> 勤勉手当は、基準日(6月の支給にあつては6月1日、12月の支給にあつては12月1日をいう。以下この項及び次項において同じ。)にそれぞれ在職するパートタイム会計年度任用職員(任期の定めが6か月以上である者で規則で定めるものに限り、1週間当たりの勤務時間が著しく少ない者として規則で定める者を除く。以下この項及び次項において同じ。)に対し、その者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。基準日前1か月以内に退職し、又は死亡したパートタイム会

改 正 前	改 正 後
	<u>計年度任用職員についても同様とする。</u> 2 <u>勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額（基準日（前項後段のパートタイム会計年度任用職員にあっては、退職し、又は死亡した日）においてパートタイム会計年度任用職員が受けるべき報酬の月額（日額又は時間額により報酬を定められた者にあっては、1週間当たりの報酬額（日額により報酬を定められた者にあってはその日額に1週間当たりの勤務日数を、時間額により報酬を定められた者にあってはその時間額に1週間当たりの勤務時間に乗じて得た額をいう。）に4を乗じて得た額）をいう。）に規則で定める割合を乗じて得た額とする。</u> 3 <u>第26条第3項及び第4項の規定は、前2項の規定の適用について準用する。この場合において、同条第3項中「基準日における」とあるのは「基準日（第28条第1項に規定する基準日（同項後段のパートタイム会計年度任用職員にあっては、退職し、又は死亡した日）をいう。以下この項及び次項において同じ。）における」と、「前2項」とあるのは「同条第1項及び第2項」と、同条第4項中「期末手当」とあるのは「勤勉手当」と、「前項」とあるのは「第28条第3項において準用する前項」と、「第1項」とあるのは「同条第1項」と読み替えるものとする。</u> <u>（パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当に係る支給制限及び一時差止処分についての準用）</u>

改 正 前	改 正 後
第26条・第27条 (略)	第29条 第15条及び第16条の規定は、パートタイム会計年度任用職員の <u>勤勉手当について準用する。この場合において、第15条中「前条第1項」</u> <u>とあるのは「第28条第1項」と、同条各号列記以外の部分及び第4号並び</u> <u>に第16条第1項各号列記以外の部分及び第2号、第2項、第5項第3号並</u> <u>びに第6項中「期末手当」とあるのは「勤勉手当」と、第15条第1号中</u> <u>「基準日から」とあるのは「基準日（第28条第1項に規定する基準日をい</u> <u>う。以下この条及び次条において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは</u> <u>「支給日（同項に規定する規則で定める日をいう。以下この条及び次条にお</u> <u>いて同じ。）」と、同条各号及び第16条第1項中「フルタイム会計年度任</u> <u>用職員」とあるのは「パートタイム会計年度任用職員」と読み替えるものと</u> <u>する。</u> 第30条・第31条 (略) <u>(勤勉手当の支給総額の限度)</u> 第32条 会計年度任用職員に支給する勤勉手当の総額は、次に掲げる額の合 <u>計額を超えてはならない。</u> (1) <u>第17条第2項に規定する勤勉手当基礎額に100分の102.5を乗</u> <u>じて得た額の総額</u> (2) <u>第28条第2項に規定する勤勉手当基礎額に100分の102.5を乗</u> <u>じて得た額の総額</u>

改 正 前	改 正 後
<u>第28条～第30条</u> (略) (端数処理) <u>第31条</u> <u>第17条</u>に定めるもののほか、給与の額を算定する場合において、当該額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。 <u>第32条</u> (略) 別表第1 (略) 別表第2 (第5条、<u>第17条</u>関係) (略) 別表第3 (<u>第17条</u>、<u>第22条</u>関係) (略) 2 職員の育児休業等に関する条例 第1条～第6条 (略) (育児休業をしている職員の期末手当等の支給) 第7条 池田市一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年池田市条例第19号。以下「給与条例」という。)第33条第1項に規定する基準日(池田市立幼稚園型認定こども園の教育職員の給与に関する条例(令和2年池田市条例第30号。以下「教育職員給与条例」という。))の適用を受ける職員(次項及び第21条において「教育職員」という。)にあっては教育職員給	<u>第33条～第35条</u> (略) (端数処理) <u>第36条</u> <u>第19条</u>に定めるもののほか、給与の額を算定する場合において、当該額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。 <u>第37条</u> (略) 別表第1 (略) 別表第2 (第5条、<u>第19条</u>関係) (略) 別表第3 (<u>第19条</u>、<u>第24条</u>関係) (略) 2 職員の育児休業等に関する条例 第1条～第6条 (略) (育児休業をしている職員の期末手当等の支給) 第7条 池田市一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年池田市条例第19号。以下「給与条例」という。)第33条第1項に規定する基準日(池田市立幼稚園型認定こども園の教育職員の給与に関する条例(令和2年池田市条例第30号。以下「教育職員給与条例」という。))の適用を受ける職員(次項及び第21条において「教育職員」という。)にあっては教育職員給

改 正 前	改 正 後
与条例第21条第1項に規定する基準日、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下<u>単に「会計年度任用職員」という。</u>）にあつては池田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年池田市条例第14号。以下「会計年度任用職員条例」という。）第14条第1項に規定する基準日）のうち、6月の支給にあつては6月1日、12月の支給にあつては12月1日に育児休業をしている職員のうち、当該基準日以前6か月以内の期間において勤務した期間（規則で定めるこれに相当する期間を含む。）がある職員には、当該基準日に係る期末手当を支給する。 2 給与条例第34条第1項に規定する基準日（教育職員にあつては教育職員給与条例第24条第1項に規定する基準日、会計年度任用職員にあつては会計年度任用職員条例<u>第14条第1項</u>に規定する基準日）のうち、6月の支給にあつては6月1日、12月の支給にあつては12月1日に育児休業をしている職員（<u>会計年度任用職員を除く。次条において同じ。</u>）のうち、当該基準日以前6か月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。 （育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整） 第8条 育児休業をした職員が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分	与条例第21条第1項に規定する基準日、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）にあつては池田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年池田市条例第14号。以下「会計年度任用職員条例」という。）第14条第1項<u>又は第26条第1項</u>に規定する基準日）のうち、6月の支給にあつては6月1日、12月の支給にあつては12月1日に育児休業をしている職員のうち、当該基準日以前6か月以内の期間において勤務した期間（規則で定めるこれに相当する期間を含む。）がある職員には、当該基準日に係る期末手当を支給する。 2 給与条例第34条第1項に規定する基準日（教育職員にあつては教育職員給与条例第24条第1項に規定する基準日、会計年度任用職員にあつては会計年度任用職員条例<u>第17条第1項又は第28条第1項</u>に規定する基準日）のうち、6月の支給にあつては6月1日、12月の支給にあつては12月1日に育児休業をしている職員のうち、当該基準日以前6か月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。 （育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整） 第8条 育児休業をした職員（<u>会計年度任用職員を除く。以下この条において同じ。</u>）が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要が

改 正 前	改 正 後
の１００以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の職員の昇給を行う日として規則で定める日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。 第９条～第２０条 （略） （部分休業をしている職員の給与の取扱い） 第２１条 （略） ２ （略） ３ 会計年度任用職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、地方公務員法第２２条の２第１項第１号に掲げる職員にあつては会計年度任用職員条例第２３条の規定にかかわらず、その勤務しない１時間につき会計年度任用職員条例第２２条に規定する勤務１時間当たりの報酬額を減額して支給し、同法第２２条の２第１項第２号に掲げる職員にあつては会計年度任用職員条例第１３条の規定にかかわらず、その勤務しない１時間につき会計年度任用職員条例第１２条に規定する勤務１時間当たりの給与額を減額して支給する。 第２２条～第２４条 （略） ３ 職員の懲戒の手續及び効果に関する条例	あると認められるときは、その育児休業の期間を１００分の１００以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の職員の昇給を行う日として規則で定める日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。 第９条～第２０条 （略） （部分休業をしている職員の給与の取扱い） 第２１条 （略） ２ （略） ３ 会計年度任用職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、地方公務員法第２２条の２第１項第１号に掲げる職員にあつては会計年度任用職員条例第２５条の規定にかかわらず、その勤務しない１時間につき会計年度任用職員条例第２４条に規定する勤務１時間当たりの報酬額を減額して支給し、同項第２号に掲げる職員にあつては会計年度任用職員条例第１３条の規定にかかわらず、その勤務しない１時間につき会計年度任用職員条例第１２条に規定する勤務１時間当たりの給与額を減額して支給する。 第２２条～第２４条 （略） ３ 職員の懲戒の手續及び効果に関する条例

改 正 前	改 正 後
第1条～第3条 (略) (懲戒の効果) 第4条 (略) 2 減給は、1日以上6月以下の期間、その発令の日に受ける給料及びこれに対する地域手当の合計額（法第22条の2第1項第1号に掲げる職員にあっては、池田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年池田市条例第14号）<u>第17条</u>の規定により決定した報酬額）の10分の1に相当する額以下の額を減じて行うものとする。ただし、同号に掲げる職員以外の職員にあっては、その減ずる額が現に受ける給料及びこれに対する地域手当の合計額の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。 3 (略) 第5条 (略)	第1条～第3条 (略) (懲戒の効果) 第4条 (略) 2 減給は、1日以上6月以下の期間、その発令の日に受ける給料及びこれに対する地域手当の合計額（法第22条の2第1項第1号に掲げる職員にあっては、池田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年池田市条例第14号）<u>第19条</u>の規定により決定した報酬額）の10分の1に相当する額以下の額を減じて行うものとする。ただし、同号に掲げる職員以外の職員にあっては、その減ずる額が現に受ける給料及びこれに対する地域手当の合計額の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。 3 (略) 第5条 (略)

議案第 5 号

池田市指定管理者による公の施設の管理
に関する条例等の一部改正について

池田市指定管理者による公の施設の管理に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 2 月 2 8 日

池田市長 瀧 澤 智 子

理 由

指定管理者により管理する公の施設の関係規定において、文言の整理等を行うため、関係条例の一部を改正するものである。

池田市条例第 号

池田市指定管理者による公の施設の管理に関する条例等の一部を改正する条例（案）

（池田市指定管理者による公の施設の管理に関する条例の一部改正）

第1条 池田市指定管理者による公の施設の管理に関する条例（平成18年池田市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第13条第2項第5号中「前条第3項又は第4項の」を「前条第1項又は第2項の規定による」に改める。

（池田市保健福祉総合センター条例の一部改正）

第2条 池田市保健福祉総合センター条例（平成20年池田市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第11条第4号中「市民」を「市長」に改める。

第12条第4項中「指定管理者」を「市長」に改める。

第14条第2号中「第11号各号」を「第11条各号」に改める。

（池田市立コミュニティセンター条例の一部改正）

第3条 池田市立コミュニティセンター条例（昭和52年池田市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項ただし書中「指定管理者」を「市長」に改める。

（池田市都市公園条例の一部改正）

第4条 池田市都市公園条例（昭和39年池田市条例第15号）の一部を次のように改正する。

目次中「第25条」を「第24条」に改める。

第24条を削り、第25条を第24条とする。

（池田市都市公園運動施設条例の一部改正）

第5条 池田市都市公園運動施設条例（平成8年池田市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第13条第2項中「指定管理者」を「市長」に改める。

（池田市立総合スポーツセンター条例の一部改正）

第6条 池田市立総合スポーツセンター条例（昭和38年池田市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第11条第3項中「指定管理者」を「委員会」に改める。

（池田市立カルチャープラザ条例の一部改正）

第7条 池田市立カルチャープラザ条例（昭和59年池田市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第12条ただし書中「指定管理者」を「市長」に改める。

（池田市立ギャラリー条例の一部改正）

第8条 池田市立ギャラリー条例（昭和60年池田市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第12条中「還付しない」を「、還付しない」に改め、同条ただし書中「指定管理者」を「市長」に改める。

第13条中「指定管理者」を「市長」に改める。

（池田市立上方落語資料展示館条例の一部改正）

第9条 池田市立上方落語資料展示館条例（平成19年池田市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第13条第2項中「指定管理者」を「市長」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

池田市指定管理者による公の施設の管理
に関する条例等の一部改正について

- 1 池田市指定管理者による公の施設の管理に関する条例（平成 18 年池田市条例第 24 号）の一部改正〔第 1 条関係〕

指定管理者の指定の取消し等に係る規定において、引用条項の整理を行うものであること。

（第 1 条中第 13 条の改正関係）

- 2 池田市保健福祉総合センター条例（平成 20 年池田市条例第 28 号）の一部改正〔第 2 条関係〕

池田市保健福祉総合センターの使用の制限、使用料の減免及び使用許可の取消し等に係る規定において、文言の整理を行うものであること。

（第 2 条中第 11 条、第 12 条及び第 14 条の改正関係）

- 3 池田市立コミュニティセンター条例（昭和 52 年池田市条例第 27 号）の一部改正〔第 3 条関係〕

使用料の減免に係る規定において、文言の整理を行うものであること。

（第 3 条中第 13 条の改正関係）

- 4 池田市都市公園条例（昭和 39 年池田市条例第 15 号）の一部改正〔第 4 条関係〕

使用料の減免に係る規定について、所要の整理を行うものであること。

（第 4 条中目次の改正関係及び第 24 条を削り、

第 25 条を第 24 条とする改正関係）

- 5 池田市都市公園運動施設条例（平成 8 年池田市条例第 14 号）の一部改正〔第 5 条関係〕

使用料の減免に係る規定において、文言の整理を行うものであること。

(第5条中第13条の改正関係)

- 6 池田市立総合スポーツセンター条例（昭和38年池田市条例第21号）の一部改正〔第6条関係〕

使用料の減免に係る規定において、文言の整理を行うものであること。

(第6条中第11条の改正関係)

- 7 池田市立カルチャープラザ条例（昭和59年池田市条例第16号）の一部改正〔第7条関係〕

使用料の減免に係る規定において、文言の整理を行うものであること。

(第7条中第12条の改正関係)

- 8 池田市立ギャラリー条例（昭和60年池田市条例第25号）の一部改正〔第8条関係〕

使用料の還付及び減免に係る規定において、文言の整理を行うものであること。

(第8条中第12条及び第13条の改正関係)

- 9 池田市立上方落語資料展示館条例（平成19年池田市条例第2号）の一部改正〔第9条関係〕

使用料の減免に係る規定において、文言の整理を行うものであること。

(第9条中第13条の改正関係)

- 10 この条例は、公布の日から施行するものであること。

(改正条例附則関係)

議案第5号 参 考

池田市指定管理者による公の施設の管理に関する条例等の一部を改正する条例（案）対照表

改 正 前	改 正 後
1 池田市指定管理者による公の施設の管理に関する条例 第1条～第12条 （略） （指定の取消し等） 第13条 （略） 2 市長は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。 (1)～(4) （略） (5) <u>前条第3項又は第4項の求めを拒んだとき。</u> (6)～(8) （略） 3～7 （略） 第14条・第15条 （略） 2 池田市保健福祉総合センター条例 第1条～第10条 （略） （使用の制限） 第11条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、センターの会議室等の使用を許可しない。	1 池田市指定管理者による公の施設の管理に関する条例 第1条～第12条 （略） （指定の取消し等） 第13条 （略） 2 市長は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。 (1)～(4) （略） (5) <u>前条第1項又は第2項の規定による求めを拒んだとき。</u> (6)～(8) （略） 3～7 （略） 第14条・第15条 （略） 2 池田市保健福祉総合センター条例 第1条～第10条 （略） （使用の制限） 第11条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、センターの会議室等の使用を許可しない。

改 正 前	改 正 後
(1)～(3) (略) (4) 前3号に定めるもののほか、管理運営上<u>市民</u>が適当でないと認めるとき。 (使用料) 第12条 (略) 2・3 (略) 4 <u>指定管理者</u>は、規則で定めるところにより、使用料を減額し、又は免除することができる。 第13条 (略) (使用許可の取消し等) 第14条 指定管理者は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、又はその使用を制限し若しくは停止させ、又は退去を命ずることができる。 (1) (略) (2) <u>第11号各号</u>のいずれかに該当するとき。 (3)～(6) (略) 第15条～第18条 (略) 3 池田市立コミュニティセンター条例 第1条～第12条 (略)	(1)～(3) (略) (4) 前3号に定めるもののほか、管理運営上<u>市長</u>が適当でないと認めるとき。 (使用料) 第12条 (略) 2・3 (略) 4 <u>市長</u>は、規則で定めるところにより、使用料を減額し、又は免除することができる。 第13条 (略) (使用許可の取消し等) 第14条 指定管理者は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、又はその使用を制限し若しくは停止させ、又は退去を命ずることができる。 (1) (略) (2) <u>第11条各号</u>のいずれかに該当するとき。 (3)～(6) (略) 第15条～第18条 (略) 3 池田市立コミュニティセンター条例 第1条～第12条 (略)

改 正 前	改 正 後
(使用料等) 第 1 3 条 使用者は、別表に定める使用料を前納しなければならない。ただし、<u>指定管理者</u>は、規則で定めるところにより、使用料を減額し、又は免除することができる。 2 (略) 第 1 4 条～第 1 7 条 (略) 4 池田市都市公園条例 目次 第 1 章～第 3 章 (略) 第 4 章 雑則 (第 1 4 条—<u>第 2 5 条</u>) 附則 第 1 章 (略) 第 1 条～第 2 条の 6 (略) 第 2 章 (略) 第 3 条～第 9 条の 6 (略) 第 3 章 (略) 第 1 0 条～第 1 3 条 (略) 第 4 章 雑則 第 1 4 条～第 2 3 条 (略)	(使用料等) 第 1 3 条 使用者は、別表に定める使用料を前納しなければならない。ただし、<u>市長</u>は、規則で定めるところにより、使用料を減額し、又は免除することができる。 2 (略) 第 1 4 条～第 1 7 条 (略) 4 池田市都市公園条例 目次 第 1 章～第 3 章 (略) 第 4 章 雑則 (第 1 4 条—<u>第 2 4 条</u>) 附則 第 1 章 (略) 第 1 条～第 2 条の 6 (略) 第 2 章 (略) 第 3 条～第 9 条の 6 (略) 第 3 章 (略) 第 1 0 条～第 1 3 条 (略) 第 4 章 雑則 第 1 4 条～第 2 3 条 (略)

改 正 前	改 正 後
<u>(減免の特例)</u> <u>第24条 第13条の規定にかかわらず、第16条第3号から第6号まで及び第8号に規定する公園施設の使用料については、規則で定めるところにより、指定管理者がその全部又は一部を免除することができる。</u> <u>第25条</u> (略) 5 池田市都市公園運動施設条例 第1条～第12条 (略) (使用料等) 第13条 (略) 2 <u>指定管理者</u>は、規則で定めるところにより、使用料の全部又は一部を免除することができる。 第14条～第20条 (略) 6 池田市立総合スポーツセンター条例 第1条～第10条 (略) (使用料等) 第11条 (略) 2 (略) 3 <u>指定管理者</u>は、委員会規則で定めるところにより、使用料の全部又は一部を免除することができる。	<u>第24条</u> (略) 5 池田市都市公園運動施設条例 第1条～第12条 (略) (使用料等) 第13条 (略) 2 <u>市長</u>は、規則で定めるところにより、使用料の全部又は一部を免除することができる。 第14条～第20条 (略) 6 池田市立総合スポーツセンター条例 第1条～第10条 (略) (使用料等) 第11条 (略) 2 (略) 3 <u>委員会</u>は、委員会規則で定めるところにより、使用料の全部又は一部を免除することができる。

改 正 前	改 正 後
第12条～第17条 (略) 7 池田市立カルチャープラザ条例 第1条～第11条 (略) (使用料) 第12条 使用者は、別表に定める使用料を前納しなければならない。ただし、<u>指定管理者</u>は、規則で定めるところにより、使用料を減免することができる。 第13条・第14条 (略) 8 池田市立ギャラリー条例 第1条～第11条 (略) (還付) 第12条 既納の使用料は<u>還付しない</u>。ただし、<u>指定管理者</u>は、規則で定めるところにより、その全部又は一部を還付することができる。 (減免) 第13条 <u>指定管理者</u>は、規則で定めるところにより、使用料を減額し、又は免除することができる。 第14条 (略) 9 池田市立上方落語資料展示館条例 第1条～第12条 (略)	第12条～第17条 (略) 7 池田市立カルチャープラザ条例 第1条～第11条 (略) (使用料) 第12条 使用者は、別表に定める使用料を前納しなければならない。ただし、<u>市長</u>は、規則で定めるところにより、使用料を減免することができる。 第13条・第14条 (略) 8 池田市立ギャラリー条例 第1条～第11条 (略) (還付) 第12条 既納の使用料は、<u>還付しない</u>。ただし、<u>市長</u>は、規則で定めるところにより、その全部又は一部を還付することができる。 (減免) 第13条 <u>市長</u>は、規則で定めるところにより、使用料を減額し、又は免除することができる。 第14条 (略) 9 池田市立上方落語資料展示館条例 第1条～第12条 (略)

改 正 前	改 正 後
(使用料) 第13条 (略) 2 <u>指定管理者</u>は、規則で定めるところにより、使用料を減免することができる。 第14条～第19条 (略)	(使用料) 第13条 (略) 2 <u>市長</u>は、規則で定めるところにより、使用料を減免することができる。 第14条～第19条 (略)

議案第 6 号

池田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営
に関する基準を定める条例の一部改正について

池田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 2 月 2 8 日 提出

池田市長 瀧 澤 智 子

理 由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、本条例の一部を改正するものである。

池田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例（案）

池田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成２６年池田市条例第２１号）の一部を次のように改正する。

第２３条の見出しを「（掲示等）」に改め、同条中「掲示しなければ」を「掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければ」に改める。

第５２条第２項第２号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）」に改める。

附 則

この条例は、令和６年４月１日から施行する。

池田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営
に関する基準を定める条例の一部改正について

- 1 特定教育・保育施設は、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項について、従来の施設の見やすい場所への掲示のほか、インターネットを利用して公衆の閲覧に供しなければならないとするものであること。

(第 2 3 条の改正関係)

- 2 文言の整備を行うものであること。

(第 5 2 条の改正関係)

- 3 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行するものであること。

(改正条例附則関係)

議案第6号 参 考

池田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）対照表

改 正 前	改 正 後
第1条～第22条 （略） <u>（掲示）</u> 第23条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程（第20条に規定する施設の運営についての重要事項に関する規程をいう。）の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項を<u>掲示しなければ</u>ならない。 第24条～第51条 （略） （電磁的記録等） 第52条 （略） 2 特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、教育・保育給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条にお	第1条～第22条 （略） <u>（掲示等）</u> 第23条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程（第20条に規定する施設の運営についての重要事項に関する規程をいう。）の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項を<u>掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければ</u>ならない。 第24条～第51条 （略） （電磁的記録等） 第52条 （略） 2 特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、教育・保育給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条にお

改 正 前	改 正 後
いて「記載事項」という。)を電子情報処理組織(特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。)を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面等を交付し、又は提出したものとみなす。 (1) (略) (2) <u>磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物</u>をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法 3～6 (略)	いて「記載事項」という。)を電子情報処理組織(特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。)を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面等を交付し、又は提出したものとみなす。 (1) (略) (2) <u>電磁的記録媒体(電磁的記録に係る記録媒体をいう。)</u>をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法 3～6 (略)

議案第 7 号

池田市立児童発達支援センター条例の一部改正について

池田市立児童発達支援センター条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 2 月 2 8 日 提出

池田市長 瀧 澤 智 子

理 由

児童福祉法の一部改正により児童発達支援センターの目的において地域における障害児支援の中核的役割を担うことが明確化されたことを踏まえ池田市立児童発達支援センターがその目的を遂行することについて明記する等の整備を行うため、本条例の一部を改正するものである。

池田市立児童発達支援センター条例の一部を改正する条例（案）

池田市立児童発達支援センター条例（昭和46年池田市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第1条中「の規定に基づき、本市に」を「に規定する」に改める。

第3条の見出しを「（事業）」に改め、同条中「、同条第4項に規定する放課後等デイサービス」を削り、「保育所等訪問支援」の次に「（以下これらを「障害児通所支援」という。）」を加え、同条に次の1項を加える。

2 前項に定めるもののほか、支援センターは、法第43条に規定する目的を遂行するものとする。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

池田市立児童発達支援センター条例の一部改正について

- 1 文言の整備を行うものであること。

(第 1 条の改正関係)

- 2 池田市立児童発達支援センターが行う事業について、放課後等デイサービスを廃止するとともに、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）に定める児童発達支援センターの目的を遂行することを明記するものであること。また、文言の整備を行うものであること。

(第 3 条の改正関係)

- 3 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行するものであること。

(改正条例附則関係)

議案第7号 参 考

池田市立児童発達支援センター条例の一部を改正する条例（案）対照表

改 正 前	改 正 後
（設置） 第1条 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第43条の規定に基づき、本市に児童発達支援センター（以下「支援センター」という。）を設置する。 第2条 （略） <u>（支援事業）</u> 第3条 支援センターは、法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援、<u>同条第4項に規定する放課後等デイサービス及び同条第5項に規定する保育所等訪問支援を行う。</u> 第4条～第7条 （略）	（設置） 第1条 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第43条に規定する児童発達支援センター（以下「支援センター」という。）を設置する。 第2条 （略） <u>（事業）</u> 第3条 支援センターは、法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援及び同条第5項に規定する保育所等訪問支援<u>（以下これらを「障害児通所支援」という。）</u>を行う。 <u>2 前項に定めるもののほか、支援センターは、法第43条に規定する目的を遂行するものとする。</u> 第4条～第7条 （略）

議案第 8 号

池田市国民健康保険条例の一部改正について

池田市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 2 月 2 8 日 提出

池田市長 瀧 澤 智 子

理 由

国民健康保険法等の一部改正に伴い退職者医療制度の経過措置の廃止に係る規定の整理及び低所得者の保険料の軽減措置に係る所得判定基準の引上げを行うほか、保険料の算定方法を大阪府内で統一するに当たり端数処理の方法を明記する等所要の整備を行うため、本条例の一部を改正するものである。

池田市国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）

池田市国民健康保険条例（昭和 35 年池田市条例第 25 号）の一部を次のように改正する。

第 10 条の 3 の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条中「一般被保険者（法附則第 7 条第 1 項に規定する退職被保険者等（以下「退職被保険者等」という。）以外の被保険者をいう。以下同じ。）に係る」を削り、同条第 1 号ア中「（一般被保険者に係るものに限る。）」を削り、同号イ中「附則第 22 条」を「附則第 7 条」に改め、「大阪府が行う国民健康保険の一般被保険者に係るもの限り、」を削り、同号カ中「退職被保険者等に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額並びに大阪府が行う国民健康保険の一般被保険者に係る」及び「及び退職被保険者等に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用の額」を削り、同条第 2 号イ中「附則第 22 条」を「附則第 7 条」に改め、同号ウ中「（エにおいて「国民健康保険保険給付費等交付金」という。）（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用（法附則第 22 条の規定により読み替えられた法第 70 条第 1 項に規定する療養の給付等に要する費用をいう。以下同じ。）に係るものを除く。）」を削り、同号エ中「法附則第 9 条第 1 項の規定により読み替えられた」及び「並びに国民健康保険保険給付費等交付金（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。）」を削る。

第 11 条の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条中「一般被保険者に係る」を削り、「属する一般被保険者」を「属する被保険者」に、「一般

被保険者均等割額及び」を「及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した」に改め、「合計額」の次に「（１円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）」を加え、同条後段を削る。

第１２条の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条第１項中「一般被保険者」を「被保険者」に改める。

第１３条の見出し及び同条第１項中「一般被保険者に係る」を削り、同項第３号イ及びウ中「一般被保険者」を「被保険者」に改める。

第１３条の２から第１３条の４までを次のように改める。

第１３条の２から第１３条の４まで 削除

第１３条の４の２を削る。

第１３条の５中「又は第１３条の２」及び「（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第１１条の基礎賦課額と第１３条の２の基礎賦課額との合算額。第１６条及び第１７条の２第１項において同じ。）」を削る。

第１３条の５の２の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条中「うち一般被保険者に係る」を「うち」に、「第１号」を「、第１号」に改め、同条第１号中「であって、大阪府が行う国民健康保険の一般被保険者に係るもの」を削り、同条第２号ア中「附則第２２条」を「附則第７条」に改め、同号イ中「法附則第９条第１項の規定により読み替えられた」を削る。

第１３条の５の３の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条中「属する一般被保険者」を「属する被保険者」に、「、一般被保険者均等割額及び」を「及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した」に改め、「合計額」の次に「（１円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）」を加え、同条後段を削る。

第１３条の５の４の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条中「一般被保険者」を「被保険者」に、「次条第１号」を「次条第１項第１号」に改め

る。

第13条の5の5の見出し及び同条第1項中「一般被保険者に係る」を削る。

第13条の5の6から第13条の5の9までを次のように改める。

第13条の5の6から第13条の5の9まで 削除

第13条の5の10中「又は第13条の5の6」及び「（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第13条の5の3の後期高齢者支援金等賦課額と第13条の5の6の後期高齢者支援金等賦課額との合算額。

第16条及び第17条の2第1項において同じ。）」を削る。

第13条の6第2号ア中「附則第22条」を「附則第7条」に改め、同号イ中「法附則第9条第1項の規定により読み替えられた」を削る。

第13条の7中「当該」を「その」に、「合計額」を「合算額の総額（1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）」に改める。

第13条の8中「次条の」を「次条第1項第1号に定める」に改める。

第16条第1項中「発生し、」の次に「又は」を加え、「減少し、又は」を「減少し、若しくは」に、「、第13条の2、」を「若しくは」に改め、「若しくは第13条の5の6」を削り、「に定める額若しくは同条第4項若しくは第5項の規定により」を「（同条第4項又は第5項において）」に、「同条第1項各号に定める」を「場合を含む。次項において同じ。）に定める額、第17条の4第1項（同条第3項において読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める第13条第1項の規定による基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額、第17条の4第4項第1号（同条第6項において読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額、第17条の5第1項各号（同条第2項又は第3項において読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額若しくは同条第4項各号（同条第5項又は第6項において読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める」に、「する。）又は」を「する。）若しくは」に、

「月割」を「、月割」に改め、同条第2項中「、第13条の2、」を「若しくは」に改め、「若しくは第13条の5の6」を削り、「若しくは同条第4項若しくは第5項の規定により読み替えて準用する同条第1項各号に定める」を「、第17条の4第1項に定める第13条第1項の規定による基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額、第17条の4第4項第1号に定める額、第17条の5第1項各号に定める額若しくは同条第4項各号に定める」に改める。

第17条の2第1項中「又は第13条の2」を削り、同項第2号中「290,000円」を「295,000円」に改め、同項第3号中「535,000円」を「545,000円」に改め、同条第4項中「又は第13条の2」及び「又は第13条の5の6」を削り、同条第5項中「又は第13条の2」を削る。

第17条の4第1項中「又は第13条の4」を削り、「保険料額」を「保険料率から、当該保険料率」に、「切り捨てた額」を「切り上げた額」を控除して得た額」に改め、同条第3項中「又は第13条の4」及び「又は第13条の5の8」を削り、同条第4項中「第13条第1項又は第13条の4の規定による基礎賦課額の被保険者均等割の保険料額から、当該保険料額に第17条の2第1項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号アに掲げる割合を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、これを切り上げた額）を控除して得た額に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）」を「第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 第13条第1項の規定による基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に第17条の2第1項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号アに掲げる割合を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、これを切り上げた額）を控除して得た額
- (2) 前号に掲げる額に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額（1円未満の

端数があるときは、これを切り上げた額)

第17条の4第6項中「又は第13条の4」及び「又は第13条の5の8」を削る。

第17条の5第1項中「又は第13条の2」を削り、「掲げる額」の次に「(1円未満の端数があるときは、これを切り上げた額)」を加え、同条第2項中「又は第13条の2」及び「又は第13条の5の6」を削り、同条第3項中「又は第13条の2」を削り、同条第4項中「又は第13条の2」を削り、「掲げる額」の次に「(1円未満の端数があるときは、これを切り上げた額)」を加え、同条第5項中「又は第13条の2」及び「又は第13条の5の6」を削り、同条第6項中「又は第13条の2」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の第5章の規定は、令和6年度以後の年度分の保険料について適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

池田市国民健康保険条例の一部改正について

- 1 退職者医療制度（医療費の高い高齢退職者に係る保険者間の財政調整の仕組みをいう。以下同じ。）の経過措置の廃止に伴う所要の規定の整理を行うものであること。

（第 10 条の 3 及び第 12 条から第 13 条の 4 までの改正関係、
第 13 条の 4 の 2 を削る改正関係並びに第 13 条の 5、第 13 条の 5 の 2
及び第 13 条の 5 の 4 から第 13 条の 6 までの改正関係）

- 2 退職者医療制度の経過措置の廃止に伴う所要の規定の整理を行うものであること。また、基礎賦課額の算定における端数処理の方法について明記するとともに、文言の整備を行うものであること。

（第 11 条の改正関係）

- 3 退職者医療制度の経過措置の廃止に伴う所要の規定の整理を行うものであること。また、後期高齢者支援金等賦課額の算定における端数処理の方法について明記するとともに、文言の整備を行うものであること。

（第 13 条の 5 の 3 の改正関係）

- 4 介護納付金賦課額の算定における端数処理の方法について明記するとともに、文言の整備を行うものであること。

（第 13 条の 7 の改正関係）

- 5 文言の整理を行うものであること。

（第 13 条の 8 の改正関係）

- 6 退職者医療制度の経過措置の廃止に伴う所要の規定の整理を行うものであること。また、賦課期日後に納付義務が発生した場合等について、未就学児の被保険者均等割額の減額措置及び出産被保険者の保険料の減額措置の適用

における月割の方法を明記するとともに、文言の整備を行うものであること。

(第16条の改正関係)

- 7 退職者医療制度の経過措置の廃止に伴う所要の規定の整理を行うものであること。また、低所得者に対する保険料の軽減措置に係る所得判定基準について、被保険者及び特定同一世帯所属者の数に乗ずる金額を、5割軽減の世帯にあつては290,000円から295,000円に、2割軽減の世帯にあつては535,000円から545,000円に引き上げるものであること。

(第17条の2の改正関係)

- 8 退職者医療制度の経過措置の廃止に伴う所要の規定の整理を行うものであること。また、所要の規定の整備を行うものであること。

(第17条の4の改正関係)

- 9 退職者医療制度の経過措置の廃止に伴う所要の規定の整理を行うものであること。また、出産被保険者の保険料の減額における端数処理の方法について明記するものであること。

(第17条の5の改正関係)

- 10 この条例は、令和6年4月1日から施行するものであること。また、所要の経過措置を設けるものであること。

(改正条例附則関係)

議案第8号 参 考

池田市国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）対照表

改 正 前	改 正 後
第1条～第10条の2 （略） （<u>一般被保険者に係る基礎賦課額の総額</u>） 第10条の3 保険料の賦課額のうち<u>一般被保険者（法附則第7条第1項に規定する退職被保険者等（以下「退職被保険者等」という。）以外の被保険者をいう。以下同じ。）に係る基礎賦課額（第17条の2、第17条の4及び第17条の5の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。）の総額は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</u> (1) 当該年度における次に掲げる額の合算額 ア 療養の給付に要する費用<u>（一般被保険者に係るものに限る。）</u>の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用<u>（一般被保険者に係るものに限る。）</u>の額 イ 国民健康保険事業費納付金（<u>法附則第22条</u>の規定により読み替えられた法第75条の7第1項の国民健康保険事業費納付金をいう。以下こ	第1条～第10条の2 （略） （基礎賦課額の総額） 第10条の3 保険料の賦課額のうち基礎賦課額（第17条の2、第17条の4及び第17条の5の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。）の総額は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。 (1) 当該年度における次に掲げる額の合算額 ア 療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額 イ 国民健康保険事業費納付金（<u>法附則第7条</u>の規定により読み替えられた法第75条の7第1項の国民健康保険事業費納付金をいう。以下この

改 正 前	改 正 後
の条において同じ。)の納付に要する費用(大阪府が行う国民健康保険の一般被保険者に係るものに限り、大阪府の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等(以下「後期高齢者支援金等」という。)、高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等(以下「病床転換支援金等」という。)及び介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による納付金(以下「介護納付金」という。)の納付に要する費用に充てる部分を除く。)の額 ウ～オ (略) カ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。)の額(退職被保険者等に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額並びに大阪府が行う国民健康保険の一般被保険者に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(大阪府の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等、病床転換支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。)及び退職被保険者等に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用の額を除く。)	条において同じ。)の納付に要する費用(大阪府の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等(以下「後期高齢者支援金等」という。)、高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等(以下「病床転換支援金等」という。)及び介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による納付金(以下「介護納付金」という。)の納付に要する費用に充てる部分を除く。)の額 ウ～オ (略) カ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。)の額(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(大阪府の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等、病床転換支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。)を除く。)

改 正 前	改 正 後
(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額 ア (略) イ 法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（大阪府の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等、病床転換支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。以下このイにおいて同じ。）に係るものを除く。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものを除く。）の額 ウ 法第75条の2第1項の国民健康保険保険給付費等交付金（エにおいて「国民健康保険保険給付費等交付金」という。）（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用（法附則第22条の規定により読み替えられた法第70条第1項に規定する療養の給付等に要する費用をいう。以下同じ。）に係るものを除く。）の額のうち、次に掲げる額の合算額を除く額 (ア)～(ウ) (略) エ アからウまでに掲げるもののほか、国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）のための収入（法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項、	(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額 ア (略) イ 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（大阪府の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等、病床転換支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。以下このイにおいて同じ。）に係るものを除く。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものを除く。）の額 ウ 法第75条の2第1項の国民健康保険保険給付費等交付金の額のうち、次に掲げる額の合算額を除く額 (ア)～(ウ) (略) エ アからウまでに掲げるもののほか、国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）のための収入（法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第

改 正 前	改 正 後
第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金並びに国民健康保険保険給付費等交付金（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。）の額、ウ(ア)に掲げる額並びに算定政令第6条第6項第2号及び第3号に掲げる額を除く。）の額 （<u>一般被保険者に係る基礎賦課額</u>）	1項の規定による繰入金の額、ウ(ア)に掲げる額並びに算定政令第6条第6項第2号及び第3号に掲げる額を除く。）の額 （基礎賦課額）
第11条 保険料の賦課額のうち<u>一般被保険者に係る基礎賦課額は、その世帯に属する一般被保険者につき算定した所得割額、一般被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合計額とする。この場合において、一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、当該世帯は一般被保険者の属する世帯とみなして、世帯別平等割額を算定するものとする。</u> （<u>一般被保険者に係る基礎賦課額の所得割額の算定</u>）	第11条 保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、その世帯に<u>属する被保険者</u>につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額（1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。 （基礎賦課額の所得割額の算定）
第12条 前条の所得割額は、<u>一般被保険者に係る</u>賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第35条の2の6第8項又は第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条	第12条 前条の所得割額は、<u>被保険者に係る</u>賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第35条の2の6第8項又は第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4

改 正 前	改 正 後
の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額（租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項（同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。第17条の2第1項第1号において	第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額（租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項（同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。第17条の2第1項第1号において

改 正 前	改 正 後
て同じ。)に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項(同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。同号において同じ。)に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。第17条の2において「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。)の合計額から地方税法第314条の2第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に、次条の所得割の保険料率を乗じて算定する。 2 (略) (<u>一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率</u>) 第13条 <u>一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率</u>は、次のとおりとする。 (1)・(2) (略) (3) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定める額 ア (略) イ 特定同一世帯所属者(法第6条第8号に該当したことにより被保険者	て同じ。)に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項(同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。同号において同じ。)に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。第17条の2において「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。)の合計額から地方税法第314条の2第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に、次条の所得割の保険料率を乗じて算定する。 2 (略) (基礎賦課額の保険料率) 第13条 基礎賦課額の保険料率は、次のとおりとする。 (1)・(2) (略) (3) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定める額 ア (略) イ 特定同一世帯所属者(法第6条第8号に該当したことにより被保険者

改 正 前	改 正 後
の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する<u>一般被保険者</u>が属する世帯であって同日の属する月（以下「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定世帯」という。） アに定める額に2分の1を乗じて得た額 ウ 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する<u>一般被保険者</u>が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定継続世帯」という。） アに定める額に4分の3を乗じて得た額 2 (略) <u>(退職被保険者等に係る基礎賦課額)</u> <u>第13条の2 保険料の賦課額のうち退職被保険者等に係る基礎賦課額は、その世帯に属する退職被保険者等につき算定した所得割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。</u> <u>(退職被保険者等に係る基礎賦課額の所得割額の算定)</u> <u>第13条の3 前条の所得割額は、退職被保険者等に係る基礎控除後の総所得金額等に、第13条の所得割の保険料率を乗じて算定する。</u>	の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する<u>被保険者</u>が属する世帯であって同日の属する月（以下「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定世帯」という。） アに定める額に2分の1を乗じて得た額 ウ 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する<u>被保険者</u>が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定継続世帯」という。） アに定める額に4分の3を乗じて得た額 2 (略) <u>第13条の2から第13条の4まで 削除</u>

改 正 前	改 正 後
<u>(退職被保険者等に係る基礎賦課額の被保険者均等割額の算定)</u> <u>第13条の4 第13条の2の被保険者均等割額は、第13条第2号に掲げる額とする。</u> <u>(退職被保険者等に係る基礎賦課額の世帯別平等割額の算定)</u> <u>第13条の4の2 第13条の2の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</u> <u>(1) 次号又は第3号に掲げる世帯以外の世帯 第13条第3号アに掲げる額</u> <u>(2) 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する退職被保険者の属する世帯であって特定月以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)</u> <u>第13条第3号イに掲げる額</u> <u>(3) 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する退職被保険者の属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)</u> <u>第13条第3号ウに掲げる額</u> (基礎賦課限度額) <u>第13条の5 第11条又は第13条の2の基礎賦課額(一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第11条の基礎賦課額と第13条の2の基礎賦課額との合算額。第16条及び第17条の2第1項において同じ。)</u>は、各年度において保険料の賦課期日の前日において施行されてい	(基礎賦課限度額) 第13条の5 第11条の基礎賦課額は、各年度において保険料の賦課期日の前日において施行されていた政令第29条の7第2項第9号に定める額を超えることができない。

改 正 前	改 正 後
た政令第29条の7第2項第9号に定める額を超えることができない。 (<u>一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の総額</u>) 第13条の5の2 保険料の賦課額の<u>うち一般被保険者に係る</u>後期高齢者支援金等賦課額(第17条の2、第17条の4及び第17条の5の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することとなる額を含む。)の総額は<u>第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</u> (1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(大阪府の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用に係る部分<u>であって、大阪府が行う国民健康保険の一般被保険者に係るものに限る。</u>次号において同じ。) (2) 当該年度における次に掲げる額の合算額 ア 法<u>附則第22条</u>の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)の額 イ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入(法附則第9条第1項の規定	(後期高齢者支援金等賦課額の総額) 第13条の5の2 保険料の賦課額の<u>うち</u>後期高齢者支援金等賦課額(第17条の2、第17条の4及び第17条の5の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することとなる額を含む。)の総額は、<u>第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</u> (1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(大阪府の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用に係る部分に限る。次号において同じ。) (2) 当該年度における次に掲げる額の合算額 ア 法<u>附則第7条</u>の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)の額 イ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入(法第72条の3第1項、第

改 正 前	改 正 後
<u>により読み替えられた法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。）の額</u> <u>(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額)</u> 第13条の5の3 保険料の賦課額のうち後期高齢者支援金等賦課額は、その世帯に属する<u>一般被保険者</u>につき算定した所得割額、<u>一般被保険者均等割額</u>及び<u>世帯別平等割額の合計額とする。この場合において、一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、当該世帯は一般被保険者の属する世帯とみなして、世帯別平等割額を算定するものとする。</u> <u>(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の所得割額の算定)</u> 第13条の5の4 前条の所得割額は、<u>一般被保険者</u>に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に<u>次条第1号</u>に定める所得割の保険料率を乗じて算定する。 <u>(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率)</u> 第13条の5の5 <u>一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</u> (1)～(3) (略) 2 (略) <u>(退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額)</u> 第13条の5の6 保険料の賦課額のうち退職被保険者等に係る後期高齢者支	72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。）の額 (後期高齢者支援金等賦課額) 第13条の5の3 保険料の賦課額のうち後期高齢者支援金等賦課額は、その世帯に属する<u>被保険者</u>につき算定した所得割額及び<u>被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額</u>（1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。 (後期高齢者支援金等賦課額の所得割額の算定) 第13条の5の4 前条の所得割額は、<u>被保険者</u>に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に<u>次条第1項第1号</u>に定める所得割の保険料率を乗じて算定する。 (後期高齢者支援金等賦課額の保険料率) 第13条の5の5 後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。 (1)～(3) (略) 2 (略) 第13条の5の6から第13条の5の9まで 削除

改 正 前	改 正 後
<u>援金等賦課額は、当該世帯に属する退職被保険者等につき算定した所得割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合計額とする。この場合において、退職被保険者等と一般被保険者とが同一の世帯に属する場合には、所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額とする。</u> <u>(退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額の所得割額の算定)</u> <u>第13条の5の7 前条の所得割額は、退職被保険者等に係る基礎控除後の総所得金額等に、第13条の5の5の所得割の保険料率を乗じて算定する。</u> <u>(退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額の被保険者均等割額の算定)</u> <u>第13条の5の8 第13条の5の6の被保険者均等割額は、第13条の5の5第2号に掲げる額とする。</u> <u>(退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額の世帯別平等割額の算定)</u> <u>第13条の5の9 第13条の5の6の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</u> <u>(1) 次号又は第3号に掲げる世帯以外の世帯 第13条の5の5第3号アに掲げる額</u> <u>(2) 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する退職被保険者の属する世帯であって特定月以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の</u>	

改 正 前	改 正 後
<u>被保険者がいない場合に限る。） 第13条の5の5第3号イに掲げる額</u> <u>(3) 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する退職被保険者の属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）</u> <u>第13条の5の5第3号ウに掲げる額</u> (後期高齢者支援金等賦課限度額) 第13条の5の10 第13条の5の3又は第13条の5の6の後期高齢者支援金等賦課額 <u>(一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第13条の5の3の後期高齢者支援金等賦課額と第13条の5の6の後期高齢者支援金等賦課額との合算額。第16条及び第17条の2第1項において同じ。)</u> は、各年度において保険料の賦課期日の前日において施行されていた政令第29条の7第3項第8号に定める額を超えることができない。 (介護納付金賦課額の総額) 第13条の6 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額（第17条の2及び第17条の5の規定により介護納付金賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することとなる額を含む。次条及び第13条の10において同じ。）の総額は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。 (1) (略)	(後期高齢者支援金等賦課限度額) 第13条の5の10 第13条の5の3の後期高齢者支援金等賦課額は、各年度において保険料の賦課期日の前日において施行されていた政令第29条の7第3項第8号に定める額を超えることができない。 (介護納付金賦課額の総額) 第13条の6 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額（第17条の2及び第17条の5の規定により介護納付金賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することとなる額を含む。次条及び第13条の10において同じ。）の総額は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。 (1) (略)

改 正 前	改 正 後
(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額 ア 法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）の額 イ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（<u>法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。</u>）の額 （介護納付金賦課額） 第13条の7 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額は、<u>当該世帯に属する介護納付金賦課被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合計額</u>とする。 （介護納付金賦課額の所得割額の算定） 第13条の8 前条の所得割額は、介護納付金賦課被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に、<u>次条の所得割の保険料率</u>を乗じて算定する。 第13条の9～第15条 （略） （賦課期日後において納付義務の発生、消滅又は被保険者数の異動等があつ	(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額 ア 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）の額 イ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法第72条の3第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。）の額 （介護納付金賦課額） 第13条の7 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額は、<u>その世帯に属する介護納付金賦課被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額（1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）</u>とする。 （介護納付金賦課額の所得割額の算定） 第13条の8 前条の所得割額は、介護納付金賦課被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に、<u>次条第1項第1号に定める所得割の保険料率</u>を乗じて算定する。 第13条の9～第15条 （略） （賦課期日後において納付義務の発生、消滅又は被保険者数の異動等があつ

改 正 前	改 正 後
た場合) 第16条 保険料の賦課期日後に納付義務が発生し、1世帯に属する被保険者数が増加し、若しくは<u>減少し、又は</u>1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった、若しくは政令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等（以下「特例対象被保険者等」という。）となった場合における当該納付義務者に係る第11条、<u>第13条の2、第13条の5の3若しくは第13条の5の6の額</u>（被保険者数が増加し、若しくは減少した場合（特定同一世帯所属者に該当することにより被保険者数が減少した場合を除く。）又は特例対象被保険者等となった場合における当該納付義務者に係る世帯別平等割額を除く。）若しくは第13条の7の額又は第17条の2第1項各号<u>に定める額若しくは同条第4項若しくは第5項の規定により読み替えて準用する同条第1項各号に定める額</u>の算定は、それぞれ、その納付義務が発生し、被保険者数が増加し、若しくは減少した日（法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより被保険者数が減少した場合においては、その減少した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。）<u>又は</u>1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった日若しくは特例対象被保険者等となった日の属する月から<u>月割</u>をもって行う。	た場合) 第16条 保険料の賦課期日後に納付義務が発生し、<u>又は</u>1世帯に属する被保険者数が増加し、若しくは<u>減少し、若しくは</u>1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった、若しくは政令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等（以下「特例対象被保険者等」という。）となった場合における当該納付義務者に係る第11条<u>若しくは第13条の5の3の額</u>（被保険者数が増加し、若しくは減少した場合（特定同一世帯所属者に該当することにより被保険者数が減少した場合を除く。）又は特例対象被保険者等となった場合における当該納付義務者に係る世帯別平等割額を除く。）若しくは第13条の7の額又は第17条の2第1項各号<u>（同条第4項又は第5項において読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額、第17条の4第1項（同条第3項において読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める第13条第1項の規定による基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額、第17条の4第4項第1号（同条第6項において読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額、第17条の5第1項各号（同条第2項又は第3項において読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額若しくは同条第4項各号（同条第5項又は第6項において読み替えて準用する場合</u>

改 正 前	改 正 後
2 保険料の賦課期日後に納付義務が消滅した場合における当該納付義務者に係る第11条、<u>第13条の2、第13条の5の3若しくは第13条の5の6の額若しくは第13条の7の額又は第17条の2第1項各号に定める額若しくは同条第4項若しくは第5項の規定により読み替えて準用する同条第1項各号に定める額の算定は、その納付義務が消滅した日（法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅した場合においては、その消滅した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。）の属する月の前月まで、月割をもって行う。</u> 第17条 （略） （低所得者の保険料の減額）	<u>を含む。次項において同じ。）に定める額の算定は、それぞれ、その納付義務が発生し、又は被保険者数が増加し、若しくは減少した日（法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより被保険者数が減少した場合においては、その減少した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。）若しくは1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった日若しくは特例対象被保険者等となった日の属する月から、月割をもって行う。</u> 2 保険料の賦課期日後に納付義務が消滅した場合における当該納付義務者に係る第11条<u>若しくは第13条の5の3の額若しくは第13条の7の額又は第17条の2第1項各号に定める額、第17条の4第1項に定める第13条第1項の規定による基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額、第17条の4第4項第1号に定める額、第17条の5第1項各号に定める額若しくは同条第4項各号に定める額の算定は、その納付義務が消滅した日（法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅した場合においては、その消滅した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。）の属する月の前月まで、月割をもって行う。</u> 第17条 （略） （低所得者の保険料の減額）

改 正 前	改 正 後
第17条の2 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第11条又は第13条の2の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が第13条の5の規定により基礎賦課額の限度として定める額を超える場合には、当該基礎賦課額の限度として定める額）とする。 (1) (略) (2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に<u>290,000円</u>に当該年度の保険料の賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前号に該当する者以外のもの アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額 ア・イ (略)	第17条の2 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第11条の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が第13条の5の規定により基礎賦課額の限度として定める額を超える場合には、当該基礎賦課額の限度として定める額）とする。 (1) (略) (2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に<u>295,000円</u>に当該年度の保険料の賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前号に該当する者以外のもの アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額 ア・イ (略)

改 正 前	改 正 後
(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に<u>535,000円</u>に当該年度の保険料の賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前2号に該当する者以外のもの ア に掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額 ア・イ （略） 2・3 （略） 4 前3項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第11条又は第13条の2」とあるのは「第13条の5の3又は第13条の5の6」と、「第13条の5」とあるのは「第13条の5の10」と読み替えるものとする。	(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に<u>545,000円</u>に当該年度の保険料の賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前2号に該当する者以外のもの ア に掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額 ア・イ （略） 2・3 （略） 4 前3項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第11条」とあるのは「第13条の5の3」と、「第13条の5」とあるのは「第13条の5の10」と読み替えるものとする。

改 正 前	改 正 後
5 第1項から第3項までの規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第11条又は第13条の2」とあるのは「第13条の7」と、「第13条の5」とあるのは「第13条の10」と読み替えるものとする。 第17条の3 (略) (未就学児の被保険者均等割額の減額) 第17条の4 当該年度において、その世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合（第4項の規定の適用を受ける場合を除く。）における当該被保険者に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第13条第1項又は第13条の4の規定による基礎賦課額の被保険者均等割の<u>保険料額</u>に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、これを<u>切り捨てた額</u>）とする。 2 (略) 3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第13条第1項又は第13条の4」とあるのは「第13条の5の5第1項又は第13条の5の8」と、前項中「前項」とあるのは「次項において準用	5 第1項から第3項までの規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第11条」とあるのは「第13条の7」と、「第13条の5」とあるのは「第13条の10」と読み替えるものとする。 第17条の3 (略) (未就学児の被保険者均等割額の減額) 第17条の4 当該年度において、その世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合（第4項の規定の適用を受ける場合を除く。）における当該被保険者に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第13条第1項の規定による基礎賦課額の被保険者均等割の<u>保険料率から、当該保険料率</u>に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、これを<u>切り上げた額</u>）を控除して得た額とする。 2 (略) 3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第13条第1項」とあるのは「第13条の5の5第1項」と、前項中「前項」とあるのは「次項において準用する前項」と読み替えるものとする。

改 正 前	改 正 後
する前項」と読み替えるものとする。 4 当該年度において、第17条の2に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に未就学児がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、<u>第13条第1項又は第13条の4の規定による基礎賦課額の被保険者均等割の保険料額から、当該保険料額に第17条の2第1項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号アに掲げる割合を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、これを切り上げた額）を控除して得た額に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。</u> 5 （略） 6 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第4項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第13条第1項又は第13条の4」とあるのは「第13条の	4 当該年度において、第17条の2に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に未就学児がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、<u>第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額とする。</u> <u>(1) 第13条第1項の規定による基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に第17条の2第1項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号アに掲げる割合を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、これを切り上げた額）を控除して得た額</u> <u>(2) 前号に掲げる額に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、これを切り上げた額）</u> 5 （略） 6 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第4項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第13条第1項」とあるのは「第13条の5の5第1項」

改 正 前	改 正 後
5の5第1項又は第13条の5の8」と、前項中「前項」とあるのは「次項において準用する前項」と読み替えるものとする。 (出産被保険者の保険料の減額) 第17条の5 当該年度において、世帯に出産被保険者（政令第29条の7第5項第8号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。）がある場合（第4項の規定の適用を受ける場合を除く。）における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第11条又は第13条の2の基礎賦課額から、次に掲げる額の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が第13条の5の規定により基礎賦課額の限度として定める額を超える場合には、当該基礎賦課額の限度として定める額）とする。 (1)・(2) (略) 2 前項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第11条又は第13条の2」とあるのは「第13条の5の3又は第13条の5の6」と、「第13条の5」とあるのは「第13条の5の10」と読み替えるものとする。 3 第1項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「出産被保険者をいう。以下同じ」とあるのは「出産被保険	と、前項中「前項」とあるのは「次項において準用する前項」と読み替えるものとする。 (出産被保険者の保険料の減額) 第17条の5 当該年度において、世帯に出産被保険者（政令第29条の7第5項第8号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。）がある場合（第4項の規定の適用を受ける場合を除く。）における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第11条の基礎賦課額から、次に掲げる額（1円未満の端数があるときは、これを切り上げた額）の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が第13条の5の規定により基礎賦課額の限度として定める額を超える場合には、当該基礎賦課額の限度として定める額）とする。 (1)・(2) (略) 2 前項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第11条」とあるのは「第13条の5の3」と、「第13条の5」とあるのは「第13条の5の10」と読み替えるものとする。 3 第1項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「出産被保険者をいう。以下同じ」とあるのは「出産被保険

改 正 前	改 正 後
者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。）をいう。以下この項において同じ」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第11条又は第13条の2」とあるのは「第13条の7」と、「第13条の5」とあるのは「第13条の10」と読み替えるものとする。 4 当該年度において、第17条の2に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に出産被保険者がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、当該減額後の第11条又は第13条の2の基礎賦課額から、次に掲げる額の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が第13条の5の規定により基礎賦課額の限度として定める額を超える場合には、当該基礎賦課額の限度として定める額）とする。 (1)・(2) (略) 5 前項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第11条又は第13条の2」とあるのは「第13条の5の3又は第13条の5の6」と、「第13条の5」とあるのは「第13条の5の10」と読み替えるものとする。 6 第4項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「に出産被保険者」とあるのは「に出産被保険者（介護納付	者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。）をいう。以下この項において同じ」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第11条」とあるのは「第13条の7」と、「第13条の5」とあるのは「第13条の10」と読み替えるものとする。 4 当該年度において、第17条の2に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に出産被保険者がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、当該減額後の第11条の基礎賦課額から、次に掲げる額（1円未満の端数があるときは、これを切り上げた額）の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が第13条の5の規定により基礎賦課額の限度として定める額を超える場合には、当該基礎賦課額の限度として定める額）とする。 (1)・(2) (略) 5 前項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第11条」とあるのは「第13条の5の3」と、「第13条の5」とあるのは「第13条の5の10」と読み替えるものとする。 6 第4項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「に出産被保険者」とあるのは「に出産被保険者（介護納付

改 正 前	改 正 後
金賦課被保険者である者に限る。以下この項において同じ。）」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第１１条又は第１３条の２」とあるのは「第１３条の７」と、「第１３条の５」とあるのは「第１３条の１０」と読み替えるものとする。 第１７条の６～第３１条 （略）	金賦課被保険者である者に限る。以下この項において同じ。）」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第１１条」とあるのは「第１３条の７」と、「第１３条の５」とあるのは「第１３条の１０」と読み替えるものとする。 第１７条の６～第３１条 （略）

議案第 9 号

池田市介護保険条例の一部改正について

池田市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 2 月 2 8 日 提出

池田市長 瀧 澤 智 子

理 由

介護保険法の規定に基づき、第 9 期介護保険事業計画に定める保険給付に要する費用の推計額等に照らして令和 6 年度から令和 8 年度までの保険料率を定めるため、本条例の一部を改正するものである。

池田市介護保険条例の一部を改正する条例（案）

池田市介護保険条例（平成１２年池田市条例第４号）の一部を次のように改正する。

第１１条第１項中「令和３年度から令和５年度」を「令和６年度から令和８年度」に改め、同項第１号中「３５，７６０円」を「３４，３９８円」に改め、同項第２号中「５０，０６４円」を「４９，１４０円」に改め、同項第３号中「５３，６４０円」を「５２，１６４円」に改め、同項第４号中「６０，７９２円」を「６６，５２８円」に改め、同項第５号中「７１，５２０円」を「７５，６００円」に改め、同項第６号中「８２，２４８円」を「９０，７２０円」に改め、同号イ中「である者」を削り、「もの」を「者」に改め、同号イを同号アとし、同号ロ中「次号ロ、第８号ロ、第９号ロ、第１０号ロ、第１１号ロ、第１２号ロ、第１３号ロ又は第１４号ロ」を「次号イ、第８号イ、第９号イ、第１０号イ、第１１号イ、第１２号イ、第１３号イ、第１４号イ又は第１５号イ」に改め、同号ロを同号イとし、同項第７号中「８５，８２４円」を「９６，７６８円」に改め、同号イ中「である者」を削り、「もの」を「者」に改め、同号イを同号アとし、同号ロ中「次号ロ、第９号ロ、第１０号ロ、第１１号ロ、第１２号ロ、第１３号ロ又は第１４号ロ」を「次号イ、第９号イ、第１０号イ、第１１号イ、第１２号イ、第１３号イ、第１４号イ又は第１５号イ」に改め、同号ロを同号イとし、同項第８号中「９２，９７６円」を「９８，２８０円」に改め、同号イ中「である者」を削り、「もの」を「者」に改め、同号イを同号アとし、同号ロ中「次号ロ、第１０号ロ、第１１号ロ、第１２号ロ、第１３号ロ又は第１４号ロ」を「次号イ、第１０号イ、第１１号イ、第１２号イ、第１３号イ、第１４号イ又は第１５号イ」に改め、同号ロを

同号イとし、同項第9号中「107, 280円」を「113, 400円」に改め、同号イ中「である者」を削り、「もの」を「者」に改め、同号イを同号アとし、同号ロ中「次号ロ、第11号ロ、第12号ロ、第13号ロ又は第14号ロ」を「次号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ又は第15号イ」に改め、同号ロを同号イとし、同項第10号中「121, 584円」を「128, 520円」に改め、同号イ中「400万円」を「420万円」に改め、「である者」を削り、「もの」を「者」に改め、同号イを同号アとし、同号ロ中「次号ロ、第12号ロ、第13号ロ又は第14号ロ」を「次号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ又は第15号イ」に改め、同号ロを同号イとし、同項第11号中「125, 160円」を「143, 640円」に改め、同号イ中「400万円以上500万円」を「420万円以上520万円」に改め、「である者」を削り、「もの」を「者」に改め、同号イを同号アとし、同号ロ中「次号ロ、第13号ロ又は第14号ロ」を「次号イ、第13号イ、第14号イ又は第15号イ」に改め、同号ロを同号イとし、同項第12号中「135, 888円」を「158, 760円」に改め、同号イ中「500万円以上800万円」を「520万円以上620万円」に改め、「である者」を削り、「もの」を「者」に改め、同号イを同号アとし、同号ロ中「次号ロ又は第14号ロ」を「次号イ、第14号イ又は第15号イ」に改め、同号ロを同号イとし、同項第13号中「143, 040円」を「173, 880円」に改め、同号イ中「800万円以上1,000万円」を「620万円以上720万円」に改め、「である者」を削り、「もの」を「者」に改め、同号イを同号アとし、同号ロ中「又は次号ロ」を「、次号イ又は第15号イ」に改め、同号ロを同号イとし、同項第14号中「150, 192円」を「181, 440円」に改め、同号イ中「1,000万円以上1,500万円」を「720万円以上1,000万円」に改め、「である者」を削り、「もの」を「者」に改め、同号イを同号アとし、同号ロ中「部分を除く。）」の次に「又は次号イ」を加え、同

号口を同号イとし、同項第15号中「160,920円」を「241,920円」に改め、同号を同項第16号とし、同項第14号の次に次の1号を加える。

(15) 次のいずれかに該当する者 219,240円

ア 合計所得金額が1,000万円以上1,500万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

第11条第2項中「令和3年度から令和5年度」を「令和6年度から令和8年度」に、「21,456円」を「21,546円」に改め、同条第3項中「令和3年度から令和5年度」を「令和6年度から令和8年度」に、「32,184円」を「34,020円」に改め、同条第4項中「令和3年度から令和5年度」を「令和6年度から令和8年度」に、「50,064円」を「51,786円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

池田市介護保険条例の一部改正について

- 1 令和 6 年度から令和 8 年度までの保険料率について、次のとおり定めるものであること。また、文言の整備等を行うものであること。

(1) 第 11 条第 1 項第 1 号から第 5 号まで

区分	令和 3 年度～令和 5 年度（参考）	令和 6 年度～令和 8 年度
	保険料率	保険料率
第 1 号	35,760円 （減額賦課 21,456円）	34,398円 （減額賦課 21,546円）
第 2 号	50,064円 （減額賦課 32,184円）	49,140円 （減額賦課 34,020円）
第 3 号	53,640円 （減額賦課 50,064円）	52,164円 （減額賦課 51,786円）
第 4 号	60,792円	66,528円
第 5 号	71,520円	75,600円

(2) 第 11 条第 1 項第 6 号から第 16 号まで

区分	令和 3 年度～令和 5 年度（参考）		令和 6 年度～令和 8 年度	
	合計所得金額	保険料率	合計所得金額	保険料率
第 6 号	120万円未満	82,248円	120万円未満	90,720円
第 7 号	120万円以上 160万円未満	85,824円	120万円以上 160万円未満	96,768円
第 8 号	160万円以上 210万円未満	92,976円	160万円以上 210万円未満	98,280円
第 9 号	210万円以上 320万円未満	107,280円	210万円以上 320万円未満	113,400円
第 10 号	320万円以上 400万円未満	121,584円	320万円以上 420万円未満	128,520円

第 1 1 号	400万円以上 500万円未満	125,160円	420万円以上 520万円未満	143,640円
第 1 2 号	500万円以上 800万円未満	135,888円	520万円以上 620万円未満	158,760円
第 1 3 号	800万円以上 1,000万円未満	143,040円	620万円以上 720万円未満	173,880円
第 1 4 号	1,000万円以上 1,500万円未満	150,192円	720万円以上 1,000万円未満	181,440円
第 1 5 号	1,500万円以上	160,920円	1,000万円以上 1,500万円未満	219,240円
第 1 6 号			1,500万円以上	241,920円

(第 1 1 条の改正関係)

- 2 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行するものであること。また、所要の経過措置を設けるものであること。

(改正条例附則関係)

議案第9号 参 考

池田市介護保険条例の一部を改正する条例（案）対照表

改 正 前	改 正 後
第1条～第10条（略） （保険料率） 第11条 <u>令和3年度から令和5年度</u>までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 （1）介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。） 第39条第1項第1号に掲げる者 <u>35,760円</u> （2）令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>50,064円</u> （3）令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>53,640円</u> （4）令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>60,792円</u> （5）令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>71,520円</u> （6）次のいずれかに該当する者 <u>82,248円</u> イ 合計所得金額（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合は、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額	第1条～第10条（略） （保険料率） 第11条 <u>令和6年度から令和8年度</u>までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 （1）介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。） 第39条第1項第1号に掲げる者 <u>34,398円</u> （2）令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>49,140円</u> （3）令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>52,164円</u> （4）令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>66,528円</u> （5）令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>75,600円</u> （6）次のいずれかに該当する者 <u>90,720円</u> ア 合計所得金額（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合は、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額

改 正 前	改 正 後
を控除して得た額（当該額が零を下回る場合は、零）をいう。以下同じ。）が120万円未満<u>である者</u>であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない<u>もの</u> ロ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、<u>次号ロ、第8号ロ、第9号ロ、第10号ロ、第11号ロ、第12号ロ、第13号ロ又は第14号ロ</u>に該当する者を除く。） (7) 次のいずれかに該当する者 <u>85, 824円</u> イ 合計所得金額が120万円以上160万円未満<u>である者</u>であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない<u>もの</u> ロ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、<u>次号ロ、第9号ロ、第10号ロ、第11号ロ、第12号ロ、第13号ロ又は第14号ロ</u>に該当する者を除く。） (8) 次のいずれかに該当する者 <u>92, 976円</u> イ 合計所得金額が160万円以上210万円未満<u>である者</u>であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない<u>もの</u>	を控除して得た額（当該額が零を下回る場合は、零）をいう。以下同じ。）が120万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない<u>者</u> イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、<u>次号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ又は第15号イ</u>に該当する者を除く。） (7) 次のいずれかに該当する者 <u>96, 768円</u> ア 合計所得金額が120万円以上160万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない<u>者</u> イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、<u>次号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ又は第15号イ</u>に該当する者を除く。） (8) 次のいずれかに該当する者 <u>98, 280円</u> ア 合計所得金額が160万円以上210万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない<u>者</u>

改 正 前	改 正 後
ロ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、<u>次号ロ、第10号ロ、第11号ロ、第12号ロ、第13号ロ又は第14号ロ</u>に該当する者を除く。） (9) 次のいずれかに該当する者 <u>107, 280円</u> イ 合計所得金額が210万円以上320万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない<u>もの</u> ロ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、<u>次号ロ、第11号ロ、第12号ロ、第13号ロ又は第14号ロ</u>に該当する者を除く。） (10) 次のいずれかに該当する者 <u>121, 584円</u> イ 合計所得金額が320万円以上<u>400万円</u>未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない<u>もの</u> ロ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、<u>次号ロ、第12号</u>	イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、<u>次号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ又は第15号イ</u>に該当する者を除く。） (9) 次のいずれかに該当する者 <u>113, 400円</u> ア 合計所得金額が210万円以上320万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない<u>者</u> イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、<u>次号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ又は第15号イ</u>に該当する者を除く。） (10) 次のいずれかに該当する者 <u>128, 520円</u> ア 合計所得金額が320万円以上<u>420万円</u>未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない<u>者</u> イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、<u>次号イ、第12号</u>

改 正 前	改 正 後
<u>ロ、第13号ロ又は第14号ロに該当する者を除く。)</u> (11) 次のいずれかに該当する者 <u>125, 160円</u> <u>イ</u> 合計所得金額が<u>400万円以上500万円未満</u>である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない<u>もの</u> <u>ロ</u> 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、<u>次号ロ、第13号ロ又は第14号ロに該当する者を除く。)</u> (12) 次のいずれかに該当する者 <u>135, 888円</u> <u>イ</u> 合計所得金額が<u>500万円以上800万円未満</u>である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない<u>もの</u> <u>ロ</u> 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、<u>次号ロ又は第14号ロに該当する者を除く。)</u> (13) 次のいずれかに該当する者 <u>143, 040円</u> <u>イ</u> 合計所得金額が<u>800万円以上1,000万円未満</u>である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない<u>もの</u> <u>ロ</u> 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分	<u>イ、第13号イ、第14号イ又は第15号イに該当する者を除く。)</u> (11) 次のいずれかに該当する者 <u>143, 640円</u> <u>ア</u> 合計所得金額が<u>420万円以上520万円未満</u>であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない<u>者</u> <u>イ</u> 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、<u>次号イ、第13号イ、第14号イ又は第15号イに該当する者を除く。)</u> (12) 次のいずれかに該当する者 <u>158, 760円</u> <u>ア</u> 合計所得金額が<u>520万円以上620万円未満</u>であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない<u>者</u> <u>イ</u> 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、<u>次号イ、第14号イ又は第15号イに該当する者を除く。)</u> (13) 次のいずれかに該当する者 <u>173, 880円</u> <u>ア</u> 合計所得金額が<u>620万円以上720万円未満</u>であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない<u>者</u> <u>イ</u> 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分

改 正 前	改 正 後
による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）<u>又は次号ロ</u>に該当する者を除く。） (14) 次のいずれかに該当する者 <u>150, 192円</u> <u>イ 合計所得金額が1,000万円以上1,500万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</u> <u>ロ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）</u> <u>(15) 前各号のいずれにも該当しない者 160, 920円</u> 2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>全</u>	による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）<u>、次号イ又は第15号イ</u>に該当する者を除く。） (14) 次のいずれかに該当する者 <u>181, 440円</u> <u>ア 合計所得金額が720万円以上1,000万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</u> <u>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）<u>又は次号イ</u>に該当する者を除く。）</u> <u>(15) 次のいずれかに該当する者 219, 240円</u> <u>ア 合計所得金額が1,000万円以上1,500万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</u> <u>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）</u> <u>(16) 前各号のいずれにも該当しない者 241, 920円</u> 2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>全</u>

改 正 前	改 正 後
和3年度から令和5年度までにおける保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>21,456円</u>とする。 3 第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る 令和3年度から令和5年度までにおける保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>32,184円</u>とする。 4 第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る 令和3年度から令和5年度までにおける保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>50,064円</u>とする。 第12条～第25条 (略)	和6年度から令和8年度までにおける保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>21,546円</u>とする。 3 第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る 令和6年度から令和8年度までにおける保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>34,020円</u>とする。 4 第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る 令和6年度から令和8年度までにおける保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>51,786円</u>とする。 第12条～第25条 (略)

議案第 10 号

池田市指定居宅介護支援事業者の指定並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

池田市指定居宅介護支援事業者の指定並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 2 月 28 日 提出

池田市長 瀧 澤 智 子

理 由

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準の一部改正に伴い、本条例の一部を改正するものである。

池田市指定居宅介護支援事業者の指定並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）

池田市指定居宅介護支援事業者の指定並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例（平成30年池田市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第5条第4項中「地域包括支援センター」の次に「（以下「地域包括支援センター」という。）」を加える。

第6条第2項中「が35」を「（当該指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援事業者の指定を併せて受け、又は法第115条の23第3項の規定により地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者から委託を受けて、当該指定居宅介護支援事業所において指定介護予防支援（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。以下この項及び第17条第30号において同じ。）を行う場合にあっては、当該事業所における指定居宅介護支援の利用者の数に当該事業所における指定介護予防支援の利用者の数に3分の1を乗じた数を加えた数。次項において同じ。）が44」に改め、同条に次の1項を加える。

- 3 前項の規定にかかわらず、指定居宅介護支援事業所が、公益社団法人国民健康保険中央会（昭和34年1月1日に社団法人国民健康保険中央会という名称で設立された法人をいう。）が運用及び管理を行う指定居宅介護支援事業者及び指定居宅サービス事業者等の使用に係る電子計算機と接続された居宅サービス計画の情報の共有等のための情報処理システムを利用し、かつ、事務職員を配置している場合における第1項に規定する員数の基準は、利用者の数が49又はその端数を増すごとに1とする。

第7条第3項第2号中「同一敷地内にある」を削る。

第8条第2項中「あらかじめ」の次に「、利用者又はその家族に対し」を加え、「、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合」を削り、同条中第7項を第8項とし、同条第6項中「第4項の」を「第5項の」に改め、同項第1号中「第4項各号」を「第5項各号」に改め、同項を同条第7項とし、同条中第5項を第6項とし、同条第4項中「第6項」を「第7項」に改め、同項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第38条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）」に改め、同項を同条第5項とし、同条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合及び前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが

占める割合につき説明を行い、理解を得るよう努めなければならない。

第17条中第31号を第33号とし、同条第30号中「基づき、」の次に「地域包括支援センターの設置者である」を加え、同号を同条第32号とし、同条中第29号を第31号とし、第18号から第28号までを2号ずつ繰り下げ、同条第17号中「第3号から第12号」を「第5号から第14号」に、「第13号」を「第15号」に改め、同号を同条第19号とし、同条中第16号を第18号とし、同条第15号ア中「、利用者の居宅を訪問し」を削り、同号中イをウとし、アの次に次のように加える。

イ アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であつて、少なくとも2月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接するときは、利用者の居宅を訪問しない月においては、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができるものとする。

(ア) テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。

(イ) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。

(i) 利用者の心身の状況が安定していること。

(ii) 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。

(iii) 介護支援専門員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。

第17条中第15号を第17号とし、同条第14号中「医師若しくは歯科医師」を「医師等」に改め、同号を同条第16号とし、同条中第13号を第15号とし、第3号から第12号までを2号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 指定居宅介護支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第28条第1項中「重要事項」の次に「（以下この条において「重要事項」という。）」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定居宅介護支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第36条第2項中「当該記録等に係る居宅サービス計画の完了の日（第3号に掲げる記録にあつては当該通知の日、第5号に掲げる記録にあつては当該記録を作成した日）」を「その完結の日」に改め、同項第1号中「第17条第13号」を「第17条第15号」に改め、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第17条第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第38条第1項中「第17条第28号」を「第17条第30号」に改め、「（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 8 条に 1 項を加える改正規定は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（記録等の保存に係る経過措置）

- 2 この条例による改正後の第 3 6 条第 2 項の規定は、この条例の施行の日以後に同項の規定により保存期間の起算日が到来する記録等の保存について適用し、同日前にこの条例による改正前の第 3 6 条第 2 項の規定により保存期間の起算日が到来した記録等の保存については、なお従前の例による。

池田市指定居宅介護支援事業者の指定並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

1 文言の整備を行うものであること。

(第5条の改正関係)

2 指定居宅介護支援事業所の従業者の員数について、居宅サービス計画の情報の共有等のための情報処理システム（ケアプランデータ連携システム）を利用し、かつ、事務職員を配置している場合の基準を新たに定め、また、これ以外の場合の基準を変更するものであること。

(第6条の改正関係)

3 指定居宅介護支援事業所の管理者が他の事業所の職務を兼務することについて、当該他の事業所が同一敷地内にあるものでなくてもこれを可能とするための整備を行うものであること。

(第7条の改正関係)

4 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、前6月間に作成された居宅サービス計画に関する説明を行い、理解を得なければならないとする義務付けについて、これを努力義務に緩和するものであること。また、文言の整備を行うものであること。

(第8条の改正関係)

5 指定居宅介護支援の具体的取扱方針について、次のとおり整備を行うものであること。また、文言の整備を行うものであること。

(1) 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行ってはならないものとし、これを行う場合は、その態様及び時間、利用者の心身

の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないとするもの

(2) 介護支援専門員がモニタリングのために行わなければならない利用者との面接について、従来は1月に1回以上居宅の訪問により行うことが義務であるところ、例外として、一定の要件の下、これを2月に1回とし、訪問しない月においてはテレビ電話装置等を活用して面接することができることとするもの

(3) 介護保険法（平成9年法律第123号）の一部改正により、指定介護予防支援事業者の指定の対象が拡大され、従来の地域包括支援センターの設置者のほか、指定居宅介護支援事業者が追加されたことに伴う所要の整理を行うもの

（第17条の改正関係）

6 指定居宅介護支援事業者は、運営規程の概要、介護支援専門員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項について、原則ウェブサイトに掲載しなければならないとするものであること。

（第28条の改正関係）

7 5の(1)の身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為に係る記録について、5年間保存しなければならないとするものであること。また、所要の規定の整備を行うものであること。

（第36条の改正関係）

8 5に伴う所要の整理及び文言の整備を行うものであること。

（第38条の改正関係）

9 この条例は、令和6年4月1日から施行するものであること。ただし、6については、令和7年4月1日から施行するものであること。また、所要の経過措置を設けるものであること。

（改正条例附則関係）

議案第10号 参 考

池田市指定居宅介護支援事業者の指定並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）対照表

改 正 前	改 正 後
第1条～第4条 （略） 第5条 （略） 2・3 （略） 4 指定居宅介護支援事業者は、事業の運営に当たっては、市、法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センター、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の7の2第1項に規定する老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、介護保険施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者等との連携に努めなければならない。 5・6 （略） （従業者の員数） 第6条 （略） 2 前項に規定する員数の基準は、利用者の数が<u>35</u>又はその端数を増すごとに1とする。	第1条～第4条 （略） 第5条 （略） 2・3 （略） 4 指定居宅介護支援事業者は、事業の運営に当たっては、市、法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センター（以下「<u>地域包括支援センター</u>」という。）、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の7の2第1項に規定する老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、介護保険施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者等との連携に努めなければならない。 5・6 （略） （従業者の員数） 第6条 （略） 2 前項に規定する員数の基準は、利用者の数（当該指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援事業者の指定を併せて受け、又は法第115条の23第3項の規定により地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事

改 正 前	改 正 後
(管理者) 第7条 (略) 2 (略) 3 第1項に規定する管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。 (1) (略)	<u>業者から委託を受けて、当該指定居宅介護支援事業所において指定介護予防支援（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。以下この項及び第17条第30号において同じ。）を行う場合にあっては、当該事業所における指定居宅介護支援の利用者の数に当該事業所における指定介護予防支援の利用者の数に3分の1を乗じた数を加えた数。次項において同じ。）が44又はその端数を増すごとに1とする。</u> <u>3 前項の規定にかかわらず、指定居宅介護支援事業所が、公益社団法人国民健康保険中央会（昭和34年1月1日に社団法人国民健康保険中央会という名称で設立された法人をいう。）が運用及び管理を行う指定居宅介護支援事業者及び指定居宅サービス事業者等の使用に係る電子計算機と接続された居宅サービス計画の情報の共有等のための情報処理システムを利用し、かつ、事務職員を配置している場合における第1項に規定する員数の基準は、利用者の数が49又はその端数を増すごとに1とする。</u> (管理者) 第7条 (略) 2 (略) 3 第1項に規定する管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。 (1) (略)

改 正 前	改 正 後
(2) 管理者が<u>同一敷地内にある他の事業所の職務に従事する場合</u>（その管理する指定居宅介護支援事業所の管理に支障がない場合に限る。） （重要事項の説明等） 第8条 （略） 2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、居宅サービス計画が第5条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること、<u>前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合等</u>につき説明を行い、理解を得なければならない。	(2) 管理者が他の事業所の職務に従事する場合（その管理する指定居宅介護支援事業所の管理に支障がない場合に限る。） （重要事項の説明等） 第8条 （略） 2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、<u>利用者又はその家族に対し</u>、居宅サービス計画が第5条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること等につき説明を行い、理解を得なければならない。 3 <u>指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護</u>

改 正 前	改 正 後
<u>3</u> (略) <u>4</u> 指定居宅介護支援事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、<u>第6項</u>で定めるところにより当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織（指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この項において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定居宅介護支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。 (1) (略) (2) <u>磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイル</u>	<u>等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合及び前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合につき説明を行い、理解を得るよう努めなければならない。</u> <u>4</u> (略) <u>5</u> 指定居宅介護支援事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、<u>第7項</u>で定めるところにより当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織（指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この項において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定居宅介護支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。 (1) (略) (2) <u>電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計</u>

改 正 前	改 正 後
に第1項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法 <u>5</u> (略) <u>6</u> 指定居宅介護支援事業者は、<u>第4項</u>の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。 (1) <u>第4項各号</u>に規定する方法のうち指定居宅介護支援事業者が使用するもの (2) (略) <u>7</u> (略) 第9条～第16条 (略) (指定居宅介護支援の具体的取扱方針) 第17条 指定居宅介護支援の方針は、第5条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。 (1)・(2) (略)	<u>算機による情報処理の用に供されるものをいう。第38条第1項において同じ。)</u>に係る記録媒体をいう。)をもって調製するファイルに第1項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法 <u>6</u> (略) <u>7</u> 指定居宅介護支援事業者は、<u>第5項</u>の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。 (1) <u>第5項各号</u>に規定する方法のうち指定居宅介護支援事業者が使用するもの (2) (略) <u>8</u> (略) 第9条～第16条 (略) (指定居宅介護支援の具体的取扱方針) 第17条 指定居宅介護支援の方針は、第5条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。 (1)・(2) (略) <u>(3) 指定居宅介護支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束そ</u>

改 正 前	改 正 後
(3)～(13) (略) (14)介護支援専門員は、指定居宅サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の<u>医師若しくは歯科医師又は薬剤師</u>に提供するものとする。 (15)介護支援専門員は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。 ア 少なくとも1月に1回、<u>利用者の居宅を訪問し</u>、利用者に面接すること。	<u>の他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。</u> (4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。 (5)～(15) (略) (16)介護支援専門員は、指定居宅サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の<u>医師等</u>又は薬剤師に提供するものとする。 (17)介護支援専門員は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。 ア 少なくとも1月に1回、利用者に面接すること。 <u>イ アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であって、少なくとも2月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接するときは、利用者の居宅を訪問しない月においては、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面</u>

改 正 前	改 正 後
イ (略) (16) (略) (17)第3号から第12号までの規定は、<u>第13号</u>に規定する居宅サービス計画の変更について準用する。 (18)～(29) (略) (30)指定居宅介護支援事業者は、法第115条の23第3項の規定に基づき、指定介護予防支援事業者から指定介護予防支援の業務の委託を受けるに当たっては、その業務量等を勘案し、当該指定居宅介護支援事業者が行う指定居宅介護支援の業務が適正に実施できるよう配慮しなければならない	<u>接することができるものとする。</u> <u>(ア) テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。</u> <u>(イ) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。</u> <u>(i)利用者の心身の状況が安定していること。</u> <u>(ii)利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。</u> <u>(iii)介護支援専門員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。</u> ウ (略) (18) (略) (19)第5号から第14号までの規定は、<u>第15号</u>に規定する居宅サービス計画の変更について準用する。 (20)～(31) (略) (32)指定居宅介護支援事業者は、法第115条の23第3項の規定に基づき、<u>地域包括支援センターの設置者である</u>指定介護予防支援事業者から指定介護予防支援の業務の委託を受けるに当たっては、その業務量等を勘案し、当該指定居宅介護支援事業者が行う指定居宅介護支援の業務が適正に

改 正 前	改 正 後
い。 (31) (略) 第18条～第27条 (略) (揭示) 第28条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護支援専門員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。 2 指定居宅介護支援事業者は、<u>前項に規定する事項</u>を記載した書面を当該指定居宅介護支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、<u>同項</u>の規定による掲示に代えることができる。 第29条～第35条 (略) (記録等の整備) 第36条 (略) 2 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する次に掲げる記録等を整備し、<u>当該記録等に係る居宅サービス計画の完了の日</u>（第3号に掲げる記録にあっては当該通知の日、第5号に掲げる記録に	実施できるよう配慮しなければならない。 (33) (略) 第18条～第27条 (略) (揭示) 第28条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護支援専門員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項（以下この条において「<u>重要事項</u>」という。）を掲示しなければならない。 2 指定居宅介護支援事業者は、<u>重要事項</u>を記載した書面を当該指定居宅介護支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、<u>前項</u>の規定による掲示に代えることができる。 3 <u>指定居宅介護支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。</u> 第29条～第35条 (略) (記録等の整備) 第36条 (略) 2 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する次に掲げる記録等を整備し、<u>その完結の日</u>から5年間保存しなければならない。

改 正 前	改 正 後
<u>あつては当該記録を作成した日</u>) から 5 年間保存しなければならない。 (1) <u>第 1 7 条第 1 3 号</u>の規定に基づく指定居宅サービス事業者等との連絡調整に関する記録 (2) (略) (3) (略) (4) <u>第 3 2 条第 2 項に規定する苦情の内容等の記録</u> (5) <u>第 3 3 条第 2 項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</u> 第 3 7 条 (略) (電磁的記録等) 第 3 8 条 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定され、又は想定されるもの（第 1 1 条（前条において準用する場合を含む。）及び<u>第 1 7 条第 2 8 号</u>（前条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを	(1) <u>第 1 7 条第 1 5 号</u>の規定に基づく指定居宅サービス事業者等との連絡調整に関する記録 (2) (略) (3) <u>第 1 7 条第 4 号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</u> (4) (略) (5) <u>第 3 2 条第 2 項の規定による苦情の内容等の記録</u> (6) <u>第 3 3 条第 2 項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</u> 第 3 7 条 (略) (電磁的記録等) 第 3 8 条 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定され、又は想定されるもの（第 1 1 条（前条において準用する場合を含む。）及び<u>第 1 7 条第 3 0 号</u>（前条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを

改 正 前	改 正 後
除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録<u>(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)</u>により行うことができる。 2 (略)	除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。 2 (略)

議案第 11 号

池田市指定居宅サービス事業者等の指定及び指定
の更新に係る手数料条例の一部改正について

池田市指定居宅サービス事業者等の指定及び指定の更新に係る手数料条例の
一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 2 月 28 日 提出

池田市長 瀧 澤 智 子

理 由

介護保険法の一部改正により指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援事業者の指定の対象になったことから、同一事業所で一体的に運営するための指定居宅介護支援事業者と指定介護予防支援事業者の指定の更新等の同時申請に係る手数料の額を定めるため、本条例の一部を改正するものである。

池田市条例第 号

池田市指定居宅サービス事業者等の指定及び指定の更新に係る手数料条例の一部を改正する条例（案）

池田市指定居宅サービス事業者等の指定及び指定の更新に係る手数料条例（平成 26 年池田市条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表備考に次の 2 項を加える。

7 6 の項及び 12 の項の規定にかかわらず、同一事業所において、指定居宅介護支援事業と指定介護予防支援事業との一体的な運営を行うため、6 の項及び 12 の項に規定する指定の更新の申請を 2 件同時に行う場合の手数料の額は、2 件合わせて 10,000 円とする。

8 6 の項及び 11 の項の規定にかかわらず、同一事業所において、指定居宅介護支援事業と指定介護予防支援事業との一体的な運営を行うため、6 の項に規定する指定の更新の申請と同時に指定介護予防支援事業を廃止し、かつ、11 の項に規定する指定の申請を行う場合に係る手数料の額は、2 件合わせて 10,000 円とする。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

池田市指定居宅サービス事業者等の指定及び指定
の更新に係る手数料条例の一部改正について

- 1 同一事業所において指定居宅介護支援事業と指定介護予防支援事業との一体的な運営を行うため、指定居宅介護支援事業者の指定の更新と指定介護予防支援事業者の指定の更新の申請を 2 件同時に行う場合及び指定居宅介護支援事業者の指定の更新の申請と同時に指定の期間をそろえるため指定介護予防支援事業を廃止して指定介護予防支援事業者の指定の申請を行う場合に係る手数料の額を定めるものであること。

(第 2 条の改正関係)

- 2 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行するものであること。

(改正条例附則関係)

議案第11号 参 考

池田市指定居宅サービス事業者等の指定及び指定の更新に係る手数料条例の一部を改正する条例（案）対照表

改 正 前	改 正 後		
第1条（略） （手数料） 第2条 市長は、次表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる金額の手数料を申請の際に当該申請を行う者から徴収する。 <table border="1"><tr><td>（略）</td></tr></table> 備考 1～6（略） 第3条～第5条（略）	（略）	第1条（略） （手数料） 第2条 市長は、次表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる金額の手数料を申請の際に当該申請を行う者から徴収する。 <table border="1"><tr><td>（略）</td></tr></table> 備考 1～6（略） <u>7 6の項及び12の項の規定にかかわらず、同一事業所において、指定居宅介護支援事業と指定介護予防支援事業との一体的な運営を行うため、6の項及び12の項に規定する指定の更新の申請を2件同時に行う場合の手数料の額は、2件合わせて10,000円とする。</u> <u>8 6の項及び11の項の規定にかかわらず、同一事業所において、指定居宅介護支援事業と指定介護予防支援事業との一体的な運営を行うため、6の項に規定する指定の更新の申請と同時に指定介護予防支援事業を廃止し、かつ、11の項に規定する指定の申請を行う場合に係る手数料の額は、2件合わせて10,000円とする。</u> 第3条～第5条（略）	（略）
（略）			
（略）			

議案第 12 号

池田市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定
介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法
に関する基準を定める条例の一部改正について

池田市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等
に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部
を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 2 月 28 日 提出

池田市長 瀧澤 智子

理 由

指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係
る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に伴い、本
条例の一部を改正するものである。

池田市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）

池田市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成26年池田市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第4条中「指定介護予防支援事業者」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者」に改め、「（以下「指定介護予防支援事業所」という。）」を削り、同条に次の1項を加える。

2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所ごとに1以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の介護支援専門員を置かなければならない。

第5条第1項中「指定介護予防支援事業所」を「当該指定に係る事業所（以下「指定介護予防支援事業所」という。）」に改め、同条第2項中「前項に規定する」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者が前項の規定により置く」に改め、同条に次の2項を加える。

3 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者が第1項の規定により置く管理者は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の6第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員（以下この項において「主任介護支援専門員」という。）でなければならない。ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を第1項に規定する管理者とすることができる。

4 前項の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 管理者がその管理する指定介護予防支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合

(2) 管理者が他の事業所の職務に従事する場合（その管理する指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合に限る。）

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

池田市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定
介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法
に関する基準を定める条例の一部改正について

- 1 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）の一部改正により指定介護予防支援事業者の指定の対象が拡大され、従来の地域包括支援センターの設置者のほか、指定居宅介護支援事業者が追加されたことに伴い、指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者が指定介護予防支援を提供する事業所における従業者の員数及び管理者の基準を定めるものであること。

（第 4 条及び第 5 条の改正関係）

- 2 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行するものであること。

（改正条例附則関係）

議案第12号 参 考

池田市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）対照表

改 正 前	改 正 後
第1条～第3条 （略） （従業者の員数） 第4条 <u>指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所（以下「指定介護予防支援事業所」という。）ごとに1以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の保健師その他の指定介護予防支援に関する知識を有する職員を置かなければならない。</u> （管理者） 第5条 指定介護予防支援事業者は、<u>指定介護予防支援事業所ごとに常勤の管理者を置かなければならない。</u> 2 <u>前項に規定する管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合は、当該指定介護予防支援事業所の他の職務に従事し、又は当該指定介護予防支援事業者である地域包括支援センターの職務に従事することができるものとする。</u>	第1条～第3条 （略） （従業者の員数） 第4条 <u>地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所ごとに1以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の保健師その他の指定介護予防支援に関する知識を有する職員を置かなければならない。</u> 2 <u>指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所ごとに1以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の介護支援専門員を置かなければならない。</u> （管理者） 第5条 指定介護予防支援事業者は、<u>当該指定に係る事業所（以下「指定介護予防支援事業所」という。）ごとに常勤の管理者を置かなければならない。</u> 2 <u>地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者が前項の規定により置く管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合は、当該指定介護予防支援事業所の他の職務に従事し、又は当該指定介護予防支援事業者である</u>

改 正 前	改 正 後
第6条～第8条（略）	地域包括支援センターの職務に従事することができるものとする。 <u>3 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者が第1項の規定により置く管理者は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の6第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員（以下この項において「主任介護支援専門員」という。）でなければならない。ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を第1項に規定する管理者とすることができる。</u> <u>4 前項の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。</u> <u>(1) 管理者がその管理する指定介護予防支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合</u> <u>(2) 管理者が他の事業所の職務に従事する場合（その管理する指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合に限る。）</u> 第6条～第8条（略）

議案第 13 号

池田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に
関する基準を定める条例の一部改正について

池田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を
定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 2 月 28 日 提出

池田市長 瀧澤 智子

理 由

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部
改正に伴い、本条例の一部を改正するものである。

池田市条例第 号

池田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）

池田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２５年池田市条例第５号）の一部を次のように改正する。

第４２条第２項中「第３８条３項」を「第３８条第３項」に改める。

第４３条中「介護保険法施行規則（平成１１年厚生省令第３６号）第１７条の１０に規定する看護小規模多機能型居宅介護」を「法第８条第２３項第１号に規定するもの」に改める。

附 則

この条例は、令和６年４月１日から施行する。

池田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

- 1 文言の整理を行うものであること。

(第 42 条の改正関係)

- 2 引用条項を改めるものであること。

(第 43 条の改正関係)

- 3 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行するものであること。

(改正条例附則関係)

議案第13号 参 考

池田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）対照表

改 正 前	改 正 後
第1条～第41条（略） （ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の基本方針） 第42条（略） 2 <u>第38条3項</u>の規定にかかわらず、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、地域密着型サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。 （基本方針） 第43条 指定地域密着型サービスに該当する複合型サービス（<u>介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第17条の10に規定する看護小規模多機能型居宅介護</u>に限る。以下「指定看護小規模多機能型居宅介護」という。）の事業は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）第59条に規定する訪問看護の基本方針及び第26条に規定する小規模多機能型居宅介護の基本方針を踏まえて行うものでなければならない。 第44条～第47条（略）	第1条～第41条（略） （ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の基本方針） 第42条（略） 2 <u>第38条第3項</u>の規定にかかわらず、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、地域密着型サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。 （基本方針） 第43条 指定地域密着型サービスに該当する複合型サービス（<u>法第8条第23項第1号に規定するもの</u>に限る。以下「指定看護小規模多機能型居宅介護」という。）の事業は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）第59条に規定する訪問看護の基本方針及び第26条に規定する小規模多機能型居宅介護の基本方針を踏まえて行うものでなければならない。 第44条～第47条（略）

議案第 14 号

池田市の風致地区内における建築等の規制に関する条例
の一部改正について

池田市の風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 2 月 28 日 提出

池田市長 瀧澤 智子

理 由

風致地区内における建築等の規制に係る条例の制定に関する基準を定める政令の一部改正に伴い、本条例の一部を改正するものである。

池田市条例第 号

池田市の風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例（案）

池田市の風致地区内における建築等の規制に関する条例（平成 16 年池田市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 号中「又は電気工作物若しくは」を「、電気事業（電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 2 条第 1 項第 16 号に規定する電気事業をいう。）の用に供する電気工作物又は」に、「及び発電の用に供する」を「並びに発電用の電気工作物及び発電事業（同項第 14 号に規定する発電事業をいう。）の用に供する蓄電用の」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

池田市の風致地区内における建築等の規制に関する条例
の一部改正について

- 1 市長の許可又は市長への協議を要しない風致地区内における電気工作物の設置又は管理に係る行為から除外する行為について、従来の発電用の電気工作物の新設に係る行為のほか、発電事業の用に供する蓄電用の電気工作物の新設に係る行為を追加するものであること。

(第 3 条の改正関係)

- 2 この条例は、公布の日から施行するものであること。

(改正条例附則関係)

議案第14号 参 考

池田市の風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例（案）対照表

改 正 前	改 正 後
第1条・第2条 （略） （適用除外） 第3条 次に掲げる行為については、前条第1項の許可を受け、又は同条第3項の規定による協議をすることを要しない。この場合において、これらの行為をしようとする者は、あらかじめ、市長にその旨を通知しなければならない。 （1） （略） （2） 道路、鉄道若しくは軌道、国若しくは地方公共団体が行う通信業務、認定電気通信事業若しくは基幹放送の用に供する線路若しくは空中線系、水道若しくは下水道<u>又は電気工作物若しくはガス工作物の設置又は管理に係る行為（自動車専用道路以外の道路、駅、操車場、車庫及び発電の用に供する電気工作物の新設に係るものを除く。）</u>であって、都市の風致の維持に著しい支障を及ぼすおそれがないものとして規則で定めるもの （3） （略）	第1条・第2条 （略） （適用除外） 第3条 次に掲げる行為については、前条第1項の許可を受け、又は同条第3項の規定による協議をすることを要しない。この場合において、これらの行為をしようとする者は、あらかじめ、市長にその旨を通知しなければならない。 （1） （略） （2） 道路、鉄道若しくは軌道、国若しくは地方公共団体が行う通信業務、認定電気通信事業若しくは基幹放送の用に供する線路若しくは空中線系、水道若しくは下水道、<u>電気事業（電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第16号に規定する電気事業をいう。）の用に供する電気工作物又はガス工作物の設置又は管理に係る行為（自動車専用道路以外の道路、駅、操車場、車庫並びに発電用の電気工作物及び発電事業（同項第14号に規定する発電事業をいう。）の用に供する蓄電用の電気工作物の新設に係るものを除く。）</u>であって、都市の風致の維持に著しい支障を及ぼすおそれがないものとして規則で定めるもの （3） （略）

改正前	改正後
第4条～第11条（略）	第4条～第11条（略）

議案第 15 号

池田市建築基準法施行条例の一部改正について

池田市建築基準法施行条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 2 月 28 日 提出

池田市長 瀧澤 智子

理 由

建築基準法の一部改正により創設された建築副主事について規定を整備し、また、建築基準法施行令の一部改正により創設された既存不適格建築物の大規模修繕等に対する制限の緩和措置の適用に係る認定制度についてその申請に係る手数料の額を定めるため、本条例の一部を改正するものである。

池田市条例第 号

池田市建築基準法施行条例の一部を改正する条例（案）

池田市建築基準法施行条例（平成 13 年池田市条例第 22 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「建築主事」の次に「又は建築副主事」を加え、「届出なければ」を「届け出なければ」に改める。

別表中 63 の項を 65 の項とし、62 の項を 64 の項とし、61 の項を 63 の項とし、60 の項の次に次のように加える。

61	令第 137 条の 12 第 6 項の規定による認定の申請	27,000 円
62	令第 137 条の 12 第 7 項の規定による認定の申請	27,000 円

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

池田市建築基準法施行条例の一部改正について

- 1 工事監理者の選任又は変更の届出に係る規定において、建築副主事の建築確認を受ける建築物又は工作物について対応するための整備を行うものであること。

(第 2 条の改正関係)

- 2 既存不適格建築物の接道義務及び道路内建築制限の適用を受けない大規模修繕等の認定の申請に係る手数料の額を定めるものであること。

(別表の改正関係)

- 3 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行するものであること。

(改正条例附則関係)

議案第15号 参 考

池田市建築基準法施行条例の一部を改正する条例（案）対照表

改	正	前	改	正	後																											
第1条 （略） （工事監理者の選任の届出） 第2条 法第6条第1項（法第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。）の建築主事の確認を受ける建築物の建築主又は工作物の築造主が工事監理者を選任し、又は変更したときは、工事監理者と共同して市長に<u>届出なければならない</u>。 2・3 （略） 第3条～第9条 （略） 別表（第5条関係） <table><tr><td></td><td>区分</td><td>金額</td></tr><tr><td>1～60</td><td colspan="2">(略)</td></tr><tr><td colspan="3" rowspan="2"></td></tr><tr></tr><tr><td><u>61～63</u></td><td colspan="2">(略)</td></tr></table>				区分	金額	1～60	(略)					<u>61～63</u>	(略)		第1条 （略） （工事監理者の選任の届出） 第2条 法第6条第1項（法第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。）の建築主事<u>又は建築副主事</u>の確認を受ける建築物の建築主又は工作物の築造主が工事監理者を選任し、又は変更したときは、工事監理者と共同して市長に<u>届け出なければならない</u>。 2・3 （略） 第3条～第9条 （略） 別表（第5条関係） <table><tr><td></td><td>区分</td><td>金額</td></tr><tr><td>1～60</td><td colspan="2">(略)</td></tr><tr><td><u>61</u></td><td><u>令第137条の12第6項の規定による認定の申請</u></td><td><u>27,000円</u></td></tr><tr><td><u>62</u></td><td><u>令第137条の12第7項の規定による認定の申請</u></td><td><u>27,000円</u></td></tr><tr><td><u>63～65</u></td><td colspan="2">(略)</td></tr></table>				区分	金額	1～60	(略)		<u>61</u>	<u>令第137条の12第6項の規定による認定の申請</u>	<u>27,000円</u>	<u>62</u>	<u>令第137条の12第7項の規定による認定の申請</u>	<u>27,000円</u>	<u>63～65</u>	(略)	
	区分	金額																														
1～60	(略)																															
<u>61～63</u>	(略)																															
	区分	金額																														
1～60	(略)																															
<u>61</u>	<u>令第137条の12第6項の規定による認定の申請</u>	<u>27,000円</u>																														
<u>62</u>	<u>令第137条の12第7項の規定による認定の申請</u>	<u>27,000円</u>																														
<u>63～65</u>	(略)																															

改 正 前	改 正 後
備考 (略) 付表 1 ～付表 1 0 (略)	備考 (略) 付表 1 ～付表 1 0 (略)

議案第 16 号

池田市都市の低炭素化の促進に関する法律に係る手数料条例
及び池田市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律
に係る手数料条例の一部改正について

池田市都市の低炭素化の促進に関する法律に係る手数料条例及び池田市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に係る手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 2 月 28 日 提出

池田市長 瀧 澤 智 子

理 由

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律等の施行により建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の題名が改正されることについて、所要の規定の整理を行うため、関係条例の一部を改正するものである。

池田市条例第 号

池田市都市の低炭素化の促進に関する法律に係る手数料条例及び池田市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に係る手数料条例の一部を改正する条例（案）

（池田市都市の低炭素化の促進に関する法律に係る手数料条例の一部改正）

第 1 条 池田市都市の低炭素化の促進に関する法律に係る手数料条例（平成 25 年池田市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める。

（池田市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に係る手数料条例の一部改正）

第 2 条 池田市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に係る手数料条例（平成 28 年池田市条例第 10 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

池田市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に係る手数料条例

第 1 条中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める。

第 2 条中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

池田市都市の低炭素化の促進に関する法律に係る手数料条例
及び池田市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律
に係る手数料条例の一部改正について

- 1 池田市都市の低炭素化の促進に関する法律に係る手数料条例（平成 25 年池田市条例第 3 号）の一部改正〔第 1 条関係〕

引用法令の題名を改めるものであること。

（第 1 条中第 2 条の改正関係）

- 2 池田市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に係る手数料条例（平成 28 年池田市条例第 10 号）の一部改正〔第 2 条関係〕

(1) 題名を改めるものであること。

（第 2 条中題名の改正関係）

(2) 引用法令の題名を改めるものであること。

（第 2 条中第 1 条及び第 2 条の改正関係）

- 3 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行するものであること。

（改正条例附則関係）

議案第16号 参 考

池田市都市の低炭素化の促進に関する法律に係る手数料条例及び池田市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に係る手数料条例の一部を改正する
条例（案）対照表

改 正 前	改 正 後
1 池田市都市の低炭素化の促進に関する法律に係る手数料条例 第1条 （略） （定義） 第2条 この条例の用語の意義は、法、法に基づく政令、都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成24年国土交通省令第86号。以下「省令」という。）、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）及び<u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</u>（平成27年法律第53号）の定めるところによる。 第3条～第6条 （略） 2 <u>池田市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に係る手数料条例</u> （趣旨） 第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第227条の規定により、<u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</u>（平成27年法律第53号。以下「法」という。）に係る事務の手数料の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。	1 池田市都市の低炭素化の促進に関する法律に係る手数料条例 第1条 （略） （定義） 第2条 この条例の用語の意義は、法、法に基づく政令、都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成24年国土交通省令第86号。以下「省令」という。）、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）及び<u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律</u>（平成27年法律第53号）の定めるところによる。 第3条～第6条 （略） 2 <u>池田市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に係る手数料条例</u> （趣旨） 第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第227条の規定により、<u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律</u>（平成27年法律第53号。以下「法」という。）に係る事務の手数料の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。

改 正 前	改 正 後
(定義) 第2条 この条例の用語の意義は、法、法に基づく政令、<u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則</u>（平成28年国土交通省令第5号。以下「省令」という。）及び住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）の定めるところによる。 第3条～第6条 （略）	(定義) 第2条 この条例の用語の意義は、法、法に基づく政令、<u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則</u>（平成28年国土交通省令第5号。以下「省令」という。）及び住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）の定めるところによる。 第3条～第6条 （略）

議案第 17 号

五月山景観保全条例の一部改正について

五月山景観保全条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 2 月 28 日 提出

池田市長 瀧 澤 智 子

理 由

宅地造成等規制法の一部を改正する法律の施行により宅地造成等規制法の題名が改正されたことについて所要の規定の整理を行うとともに、文言の整備を行うため、本条例の一部を改正するものである。

池田市条例第 号

五月山景観保全条例の一部を改正する条例（案）

五月山景観保全条例（平成 8 年池田市条例第 22 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号ア中「。以下同じ」を削る。

第 7 条第 1 項ただし書中「の各号」を削り、「ではない」を「でない」に改め、同項第 2 号中「第 29 条第 2 号」を「第 29 条第 1 項第 2 号」に改め、同項第 5 号中「宅地造成等規制法（昭和 36 法律第 191 号）」を「宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）の規定により必要な手続」に、「これらの法手続き」を「その手続」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

五月山景観保全条例の一部改正について

- 1 文言の整備を行うものであること。

(第 2 条の改正関係)

- 2 引用法令の題名を改めるとともに、文言の整備を行うものであること。

(第 7 条の改正関係)

- 3 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行するものであること。

(改正条例附則関係)

議案第17号 参 考

五月山景観保全条例の一部を改正する条例（案）対照表

改 正 前	改 正 後
第1条 （略） （定義） 第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 （1）建築物等 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物及び次に掲げる工作物をいう。 ア 空中線系（その支柱物を含む。<u>以下同じ。</u>） イ～カ （略） （2）～（7） （略） 第3条～第6条 （略） （景観保全地区内における行為の許可等） 第7条 景観保全地区内において新築等又は現状変更行為（以下「現状変更行為等」という。）をしようとする者は、あらかじめ、市長の許可を受けなければならない。ただし、<u>次の各号</u>に掲げる現状変更行為等については、この限り<u>ではない</u>。 （1） （略） （2）都市計画法（昭和43年法律第100号）<u>第29条第2号</u>に規定するも	第1条 （略） （定義） 第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 （1）建築物等 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物及び次に掲げる工作物をいう。 ア 空中線系（その支柱物を含む。） イ～カ （略） （2）～（7） （略） 第3条～第6条 （略） （景観保全地区内における行為の許可等） 第7条 景観保全地区内において新築等又は現状変更行為（以下「現状変更行為等」という。）をしようとする者は、あらかじめ、市長の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる現状変更行為等については、この限り<u>でない</u>。 （1） （略） （2）都市計画法（昭和43年法律第100号）<u>第29条第1項第2号</u>に規定

改 正 前	改 正 後
のに係る新築等 (3)・(4) (略) (5) 景観保全地区が指定された際、既に都市計画法若しくは<u>宅地造成等規制法</u>（昭和36法律第191号）に係る事前の協議において本市と五月山景観の保全について合意している行為又は<u>これらの法手続き</u>が完了している行為 (6)・(7) (略) 2・3 (略) 第8条～第24条 (略)	するものに係る新築等 (3)・(4) (略) (5) 景観保全地区が指定された際、既に都市計画法若しくは<u>宅地造成及び特定盛土等規制法</u>（昭和36年法律第191号）の規定により必要な<u>手続き</u>に係る事前の協議において本市と五月山景観の保全について合意している行為又は<u>その手続き</u>が完了している行為 (6)・(7) (略) 2・3 (略) 第8条～第24条 (略)

議案第 18 号

池田市消防保安行政事務手数料条例の一部改正について

池田市消防保安行政事務手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 2 月 28 日 提出

池田市長 瀧澤 智子

理 由

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、本条例の一部を改正するものである。

池田市消防保安行政事務手数料条例の一部を改正する条例（案）

池田市消防保安行政事務手数料条例（平成23年池田市条例第11号）の一部を次のように改正する。

別表第4の1の部中「（移動式製造設備（高圧ガスの製造のための設備で移動することができるように設計したものをいう。以下同じ。）のみを使用して高圧ガスの製造をする」を「（(2)及び(3)に規定する」に、「(2) 法第5条第1項第1号に該当する者で移動式製造設備のみを使用して高圧ガスの製造をするもの」を「(2) 法第5条第1項第1号に該当する者で移動式製造設備（高圧ガスの製造のための設備で移動することができるように設計したものをいう。以下同じ。）のみを使用して高圧ガスの製造をするもの（(3)に規定する者を除く。）」に、

「(3) 法第5条第1項第2号に該当する者	設備に係る冷凍能力が3,000トン以上の場合	110,000円	を
	設備に係る冷凍能力が1,000トン以上3,000トン未満の場合	87,000円	
	設備に係る冷凍能力が300トン以上1,000トン未満の場合	68,000円	
	設備に係る冷凍能力が100トン以上300トン未満の場合	54,000円	
	設備に係る冷凍能力が20トン以上100トン未満の場合	36,000円	

(3) 法第5条第1項第1号に該当する者で移動式製造設備のみを使用して高圧ガスの製造をするもののうち、当該移動式製造設備について液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）第37条の4第1項の許可を受けたもの		6,000円
(4) 法第5条第1項第2号に該当する者	設備に係る冷凍能力が3,000トン以上の場合	110,000円
	設備に係る冷凍能力が1,000トン以上3,000トン未満の場合	87,000円
	設備に係る冷凍能力が300トン以上1,000トン未満の場合	68,000円
	設備に係る冷凍能力が100トン以上300トン未満の場合	54,000円
	設備に係る冷凍能力が20トン以上100トン未満の場合	36,000円

に

改め、同表の5の部中「（昭和42年法律第149号）」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の別表第4の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る手数料について適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

池田市消防保安行政事務手数料条例の一部改正について

- 1 高圧ガス保安法（昭和 26 年法律第 204 号）に基づく圧縮、液化等の方法で一定以上の容積のガスを処理することができる移動式製造設備のみを使用した高圧ガスの製造に係る許可申請の審査について、当該移動式製造設備が、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和 42 年法律第 149 号）に基づき販売事業の用に供する液化石油ガスの供給設備に液化石油ガスを充てんするための設備として許可を受けたものである場合には、当該審査に係る手数料の額は、6,000 円とするものであること。

（別表第 4 の改正関係）

- 2 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行するものであること。また、所要の経過措置を設けるものであること。

（改正条例附則関係）

議案第18号 参 考

池田市消防保安行政事務手数料条例の一部を改正する条例（案）対照表

改 正 前				改 正 後			
本則（略）				本則（略）			
別表第1～別表第3（略）				別表第1～別表第3（略）			
別表第4（第2条関係）				別表第4（第2条関係）			
高压ガス保安法関係手数料				高压ガス保安法関係手数料			
事務		区分		事務		区分	
1	高压ガス保安法（昭和26年法律第204号。以下この表において「法」という。）第5条第1項の規定による高压ガスの製造の許可の申請に対する審査	(1) 法第5条第1項第1号に該当する者（移動式製造設備（高压ガスの製造のための設備で移動することができ、 <u>するように設計したものをいう。</u> ）の <u>みを使用して高压ガスの製造をする者を除く。</u> ）	(略)	1	高压ガス保安法（昭和26年法律第204号。以下この表において「法」という。）第5条第1項の規定による高压ガスの製造の許可の申請に対する審査	(1) 法第5条第1項第1号に該当する者（(2)及び(3)に規定する者を除く。）	(略)
		(2) 法第5条第1				(2) 法第5条第1	

改 正 前				改 正 後			
		<u>項第1号に該当する者で移動式製造設備のみを使用して高压ガスの製造をするもの</u>	(略)			<u>項第1号に該当する者で移動式製造設備（高压ガスの製造のための設備で移動することができるように設計したものをいう。以下同じ。）のみを使用して高压ガスの製造をするもの（(3)に規定する者を除く。）</u>	(略)
		<u>(3) 法第5条第1項第2号に該当する者</u>	設備に係る冷凍能力が3,000トン以上の場合	110,000円		<u>(3) 法第5条第1項第1号に該当する者で移動式製造設備のみを使用して高压ガスの製造をするもののうち、当該移動式製造設備について液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）第37条の4第1項の許可を受けたもの</u>	6,000円
			設備に係る冷凍能力が1,000トン以上3,000トン未満	87,000円		<u>(4) 法第5条第1項第2号に該当</u>	設備に係る冷凍能力が3,00

改 正 前					改 正 後				
			<u>の場合</u>				<u>する者</u>	<u>0トン以上の場合</u>	
			<u>設備に係る冷凍能力が300トン以上1,000トン未満の場合</u>	<u>68,000円</u>				<u>設備に係る冷凍能力が1,000トン以上3,000トン未満の場合</u>	<u>87,000円</u>
			<u>設備に係る冷凍能力が100トン以上300トン未満の場合</u>	<u>54,000円</u>				<u>設備に係る冷凍能力が300トン以上1,000トン未満の場合</u>	<u>68,000円</u>
			<u>設備に係る冷凍能力が20トン以上100トン未満の場合</u>	<u>36,000円</u>				<u>設備に係る冷凍能力が100トン以上300トン未満の場合</u>	<u>54,000円</u>
								<u>設備に係る冷凍能力が20トン以上100トン未満の場合</u>	<u>36,000円</u>
2～4	(略)				2～4	(略)			
5	法第20条	(略)			5	法第20条	(略)		

改 正 前				改 正 後			
	第1項の規定による高圧ガスの製造のための施設又は第一種貯蔵所の完成検査	(2) 法第5条第1項の許可に係る液化石油ガスの製造のための施設であって、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和42年法律第149号)第37条の3第1項の完成検査を受け、同法第37条の技術上の基準に適合していると認められたもの	(略)		第1項の規定による高圧ガスの製造のための施設又は第一種貯蔵所の完成検査	(2) 法第5条第1項の許可に係る液化石油ガスの製造のための施設であって、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の3第1項の完成検査を受け、同法第37条の技術上の基準に適合していると認められたもの	(略)
		(略)				(略)	
	6～9	(略)			6～9	(略)	
備考 (略)				備考 (略)			
別表第5 (略)				別表第5 (略)			

議案第 19 号

池田市宅地造成等規制法に係る手数料条例の廃止について

池田市宅地造成等規制法に係る手数料条例を廃止する条例を次のように定める。

令和 6 年 2 月 28 日 提出

池田市長 瀧澤 智子

理 由

大阪府建築都市行政事務に係る事務処理の特例に関する条例の一部改正により、大阪府知事の権限に属する宅地造成等規制法に基づく事務の一部を本市が処理することとする特例が廃止されるため、本条例を廃止するものである。

池田市条例第 号

池田市宅地造成等規制法に係る手数料条例を廃止する条例（案）

池田市宅地造成等規制法に係る手数料条例（平成 15 年池田市条例第 21 号）
は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による廃止前の池田市宅地造成等規制法に係る手数料条例の規定により徴収した手数料の還付については、なお従前の例による。

池田市宅地造成等規制法に係る手数料条例の廃止について

- 1 本条例を廃止するものであること。

(本則関係)

- 2 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行するものであること。また、所要の経過措置を設けるものであること。

(附則関係)

議案第 20 号

池田市土砂等による土地の埋立て等の規制
に関する条例の廃止について

池田市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例を廃止する条例を次のように定める。

令和 6 年 2 月 28 日 提出

池田市長 瀧澤 智子

理 由

宅地造成等規制法の一部を改正する法律の施行により、宅地造成及び特定盛土等規制法において特定の盛土等の規制として包括的に土砂等による土地の埋立て等の規制について定められたため、本条例を廃止するものである。

池田市条例第 号

池田市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例を廃止する条例
(案)

池田市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（平成30年池田市条例第8号）は、廃止する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前にされたこの条例による廃止前の池田市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（以下「旧条例」という。）第12条第1項若しくは第2項又は第14条第2項の規定による許可又は変更許可の申請であって、この条例の施行の際許可又は変更許可をするかどうかの処分がされていないものについての許可又は変更許可の処分については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際現に旧条例第8条の許可を受けている者又は施行日以後に前項の規定によりなお従前の例によることとされる同条の許可を受ける者に関する旧条例第10条第3項、第13条第1項、第14条第5項、第15条から第22条まで、第23条（休止に係る部分を除く。）、第24条、第25条第1項及び第3項から第5項まで並びに第26条から第34条までの規定の適用については、当該許可の期間が満了する日までの間（施行日から当該許可の期間が満了する日までに旧条例第25条第1項若しくは第3項から第5項まで又は第26条第1項の規定による命令を受けた者にあつては当該命令に係る事由が消滅する日又は当該許可の期間が満了する日のいずれ

か遅い日までの間、施行日以後の期間において当該許可に係る土砂埋立て等を2月以上休止する者にあつては当該休止の期間の初日（施行日前から継続して休止をしている場合にあつては、施行日）から起算して2月を経過する日又は当該許可の期間が満了する日のいずれか早い日までの間）は、なお従前の例による。

- 4 この条例の施行前にされた旧条例第25条の規定による命令を受けた者に係る旧条例第13条第1項第4号及び第5号、第20条第3項、第30条第1項並びに第31条の規定の適用については、当該命令に係る事由が消滅する日までの間は、なお従前の例による。
- 5 この条例の施行前にした行為及び前2項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

池田市土砂等による土地の埋立て等の規制
に関する条例の廃止について

- 1 本条例を廃止するものであること。

(本則関係)

- 2 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行するものであること。また、所要
の経過措置を設けるものであること。

(附則関係)

議案第 21 号

豊中市・吹田市・池田市・箕面市・摂津市消防通信指令
事務協議会規約の変更に関する協議について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 6 の規定により、豊中市・吹田市・池田市・箕面市・摂津市消防通信指令事務協議会規約の一部を変更するため、次の規約案に基づき、関係市と協議する。

令和 6 年 2 月 28 日 提出

池田市長 瀧 澤 智 子

理 由

豊中市・吹田市・池田市・箕面市・摂津市消防通信指令事務協議会の事務所の移転に伴い、豊中市・吹田市・池田市・箕面市・摂津市消防通信指令事務協議会規約の一部変更について関係市と協議を行うため、本議案を提出するものである。

豊中市・吹田市・池田市・箕面市・摂津市消防通信指令事務協議会規約
の一部を変更する規約（案）

豊中市・吹田市・池田市・箕面市・摂津市消防通信指令事務協議会規約（令和3年2月1日締結）の一部を次のように変更する。

第5条中「吹田市江坂町1丁目21番6号吹田市消防本部内」を「吹田市佐竹台1丁目6番3号吹田市総合防災センター内」に改める。

附 則

この規約は、令和6年4月1日から施行する。

豊中市・吹田市・池田市・箕面市・摂津市消防通信指令
事務協議会規約の変更に関する協議について

- 1 豊中市・吹田市・池田市・箕面市・摂津市消防通信指令事務協議会の事務所の所在地を変更するものであること。

(第 5 条の変更関係)

- 2 この規約は、令和 6 年 4 月 1 日から施行するものであること。

(変更規約附則関係)

議案第21号 参 考

豊中市・吹田市・池田市・箕面市・摂津市消防通信指令事務協議会規約の一部を変更する規約（案）対照表

変 更 前	変 更 後
第1条～第4条（略） （協議会の事務所） 第5条 協議会の事務所は、 <u>吹田市江坂町1丁目21番6号吹田市消防本部内</u> とする。 第6条～第18条（略）	第1条～第4条（略） （協議会の事務所） 第5条 協議会の事務所は、 <u>吹田市佐竹台1丁目6番3号吹田市総合防災セン</u> <u>ター内</u> とする。 第6条～第18条（略）